2025年9月時点 Draft

保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業自己点検票(標準様式)(案)

第2回有識者検討会

2025/9/25

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

目次 2025年9月時点[)raft
1. 施設基本情報部分(全施設共通)	p.3
2. 自己点検・自己提出書類・事前提出情報部分	·
2.0. 自己点検部分の項目定義	p.4
2.1. 施設監査	
2.1.1. (A)保育所	p.5
2.1.2. (B) 幼保連携型認定こども園	p.32
2.1.3. (C) 家庭的保育事業等	p.57
2.2. 確認指導監査	
2.2.1. (D) 特定教育·保育施設	p.98
2.2.2.(E)特定地域型保育事業	p.110
2.2.3. (F) 特定子ども・子育て支援施設等	p.123
2.3. 業務管理体制の整備に関する検査	
2.3.1.(G)教育·保育施設等	p.127
3. 公定価格部分	
3.1. 幼稚園(教育標準時間認定1号)	p.129
3.2. 保育所(保育認定 2・3 号)	p.133
3.3. 認定こども園	
(教育標準時間認定1号、保育認定2・3号)	p.137
3.4. 家庭的保育事業(保育認定3号)	p.142
3.5. 小規模保育事業A型·B型(保育認定3号)	p.145
3.6. 小規模保育事業C型(保育認定3号)	p.148
3.7. 事業所内保育事業(保育認定3号)	p.151
3.8. 居宅訪問型保育事業(保育認定3号)	p.154

■ ①施設基本情報部分(全施設共通)

事業所番号						
施設の名称						
施設の所在地	₹			TEL		
施設類型						
法人の種類						
法人等の代表者名	(氏名)			(職名)		
施設等の管理者名	(氏名)			(職名)		
事業開始年月日		年	月	日		
認可・認定年月日		年	月	日		
確認年月日		年	月	日		
系列施設	同一法人に	紐づく施設数()箇所	うち同一都道府	張内()	箇所 無
開所曜日		月・	火・水・フ	ト・金・土	- ・ 日	
	平日		:	~	:	
開所時間	土曜日		:	~	:	
	日·祝日		:	~	:	
利用定員	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5 歳児
初历足矣	人	人	人	人	人	人
認可定員	1号認定	2号認定 保育標準	2号認定 保育短時間	3号認定 保育標準	3号認定 保育短時間	
	人	人	人	人	人	
学級数	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5 歳児
于似效	学級	学級	学級	学級	学級	学級
給食実施状況	給	食のみ実施 /	弁当の未実施	西 / 給食·弁	当併用 / その	他
記入者職名·氏名						

■自己点検部分の項目定義

番号	項目名	列の説明
1	番号	通し番号にて採番。
2	自己点検項目	根拠法令等に基づいて、自治体及び保育施設等が、基準等への適否を確認するための項目。
3	回答欄	「自己点検項目」に対して、確認結果を登録いただく回答欄。 ※いすれも「選択制(適/否/対象外)」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入。
4	備考	「自己点検項目」への回答対象に当てはまらない場合、その理由を記入。
5	評価区分	「自己点検項目」の評価区分。 〈評価区分の定義〉 ①文書指摘事項: ・設備運営基準・運営基準(※)等の関係法令、及び、関係通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」とする。(保育施設等からの改善報告書の提出を要するものとする。) ・ただし、「口頭指摘事項」に該当する場合でも、正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘事項」とすることを想定する。 ②口頭指摘事項: ・違反について改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更できる。(保育施設等からの改善報告書の提出は要しないものとする。) ※改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断を行うこと。(経資な違反の観点)単発的な事務処理のミス等で、修正が容易、又は、指摘時点での修正対応が可能な場合。(経過措置の観点)施設の開設初年度等で初めての監査実施であり、実際の運営や安全に大きな支障がない、かつ、再発リスクが低い場合。または、設備運営基準・運営基準(※)等の関係法令、及び、関係通知等の改正に伴い、経過措置を適用する場合。 ③助言指導事項: ・法令等の努力義務規定違反、及び、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘や水準向上のための助言は、「助言指導事項」とする。 (※)「設備運営基準」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年十二月二十九日)、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日)、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日)を指す。「運営基準」は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子とも・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成二十六年四月三十日)を指す。
6	経過措置	経過措置が設けられている場合、その経過措置の内容。
7	評価対象となる施設	「自己点検項目」の回答対象の施設類型。
8	対象監査	「自己点検項目」の監査区分。
9	根拠法令等	根拠となる法令とその条項。
10	関連法令・告示・通知等	根拠法令の他に、関連する法令・告示・通知等。

	这监查 A:休月灯【日乙总快】		備考	評価区分		評価対象と			
番号	自己点検項目	回答欄	※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通知等
1	人権擁護のために必要な体制を整備している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第5条第1項	·保育所保育指針第1章1
2	子どもの意見や思いを表明する機会や受け止 める仕組みがあるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第5条第1項	・保育所保育指針第1章1 ・虐待等の防止、対応等ガイド ライン2
3	研修や会議などで人権について考える機会を 持っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第5条第1項	・保育所保育指針第1章1 ・虐待等の防止、対応等ガイド ライン2
4	児童に対して、著しく人格を傷つける言動はないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第5条第1項	・保育所保育指針第1章1
5	地域社会との交流及び連携を図り、児童の 保護者及び地域社会に対し、保育所の運営 の内容を適切に説明するよう努めているか。ま た、行う保育に支障がない限りにおいて、乳 児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び 助言を行うよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・①設備運営基準第5条第2項 ・②児童福祉法第48条の4第1項	·特定教育·保育施設等運営 基準府令第3条第3項
6	児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等 入所している者の保健衛生に十分な考慮を 払っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第5条第5項	·保育所保育指針第3章3
7	児童福祉施設の構造設備は、入所している 者に対する危害防止に十分な考慮を払ってい るか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第5条第5項	・雇児発第1225008号通知 第 2 ・保育所保育指針第 3 章 3 、 4 (1)イ
8	消火器等の消火用具が設置されているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第6条第1項	-
9	非常口その他非常災害に必要な設備が設け られているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第6条第1項	-
10	消防用設備について、定期に、点検(自主 点検を含む)及び消防署への報告を行ってい るか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	保育所	施設監査	・消防法第17条の3の3	・消防法施行規則第31条の6 第1項・第3項 ・消防庁告示第9号 ・消防法施行令第6条
11	非常災害に対する具体的計画を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第6条第1項	・雇児総発0901第3号通知
12	毎月避難及び消火訓練を実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第6条第2項	・雇児総発0901第3号通知

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
13	子どもの心身の状態等を踏まえつつ、安全計画を策定し、施設内外の安全点検に努め、 安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第6条の3第1項	・保育所等における安全計画 の策定に関する留意事項等に ついて
14	職員に対し、安全計画について周知しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第6条の3第2項	・保育所等における安全計画 の策定に関する留意事項等に ついて
15	職員に対し、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第6条の3第2項	・保育所等における安全計画 の策定に関する留意事項等に ついて
16	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内 容等について周知しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第6条の3第3項	・保育所等における安全計画 の策定に関する留意事項等に ついて
17	定期的に安全計画の見直しを行っており、必要に応じて変更を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第6条の3第4項	・保育所等における安全計画 の策定に関する留意事項等に ついて
18	児童の移動のために自動車を運行するとき は、児童の乗車及び降車の際に、点呼等によ り、児童の所在を確認しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第6条の4第1項	-
19	児童の送迎を目的とした自動車を日常的に 運行するときは、「送迎用バスの置き去り防止 を支援する安全装置のガイドライン」(令和 4年12月20日国土交通省送迎用バス の置き去り防止を支援する安全装置の仕様 に関するガイドラインを検討するワーキンググ ループ)に適合する児童の見落としを防止す る装置を装備し、これを用いて児童の所在を 適切に確認しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第6条の4第2項	-
20	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と 倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある 者であって、できる限り児童福祉事業の理論 及び実際について訓練を受けた者であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	•設備運営基準第7条	・保育所保育指針
21	職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識 及び技能の修得、維持及び向上に努めてい るか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第7条の2第1項	·保育所保育指針

- //E	設監食 A:保育所【目己点検】 			評価区分		== = + &			
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
22	職員に対し、その資質の向上のための研修の 機会を確保しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監 査·確認 指導監査	・設備運営基準第7条の2第2項	·保育所保育指針 ·特定教育·保育施設等運営 基準府令第21条第3項
23	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用 負担によって、差別的な扱いをしていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監 查·確認 指導監査	•設備運営基準第9条	·特定教育·保育施設等運営 基準府令第24条
24	児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(虐待)その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 〈児童福祉法第33条の10〉 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第9条の2	・保育所虐待ガイドライン ・保育所保育指針 ・特定教育・保育施設等運営 基準府令第25条 ・児童福祉法第33条の10
25	こどもの状態を観察し、虐待の発見に努めるとともに、要保護児童を発見した場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通報し、関係機関と連携した上で適切な対応をしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	•児童福祉法第25条第1項	・保育所保育指針第3章 1(1)、第4章2(3) ・こ成保第123号通知
26	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第9条の3第1項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
27	職員に対し、業務継続計画について周知しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第9条の3第2項	-
28	職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第9条の3第2項	-
29	定期的に業務継続計画の見直しを行っており、必要に応じて変更を行っているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第9条の3第3項	-
30	食器等又は飲用水について衛生的な管理がされているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第10条第1項	·雇児発第0222001号通知
31	保育室、便所等が不衛生でないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第10条第1項	·雇児発第0222001号通知
32	遊具、寝具等が不衛生でないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第10条第1項	·雇児発第0222001号通知
33	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び まん延防止等の研修や訓練を定期的に実施 しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第10条第2項	·保育所保育指針 ·雇児発第0222001号通知
34	必要な医薬品を常備し、適正な管理を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第10条第5項	·保育所保育指針第3章1 (3)エ
35	児童に食事を提供するときは、保育所内で調理する方法(保育所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第11条第1項	・子母発0331第1号通知 ・こ成事第175号通知別紙1 の2(1)第1(3)
36	児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第11条第2項	・食事の提供ガイドライン ・子母発0331第1号通知
37	食事は、食品の種類及び調理方法について 栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考 慮したものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第11条第3項	・食事の提供ガイドライン・子母発0331第1号通知
38	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。(少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときはこの限りでない。)	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第11条第4項	・子母発0331第1号通知

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
39	児童の健康な生活の基本としての食を営む力 の育成に努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第11条第5項	・食事の提供ガイドライン・子母発0331第1号通知
40	満3歳以上の幼児に対する食事を、「施設内調理(一部委託もしくは全面委託)」にて提供している場合、保育所や保健所、市町村等の栄養士から献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にある等、栄養士から栄養面での指導を受けられるような体制にあるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	•児発第86号通知3	-
41	児童の入所時に学校保健安全法に規定する 健康診断に準じて健康診断を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第12条第1項	·保育所保育指針第3章1(2) イ ·学校保健安全法 ·学校保健安全法施行規則 第5条、第6条
42	学校保健安全法に規定する健康診断に準じて、児童の定期健康診断を年2回以上実施しているか。必要に応じて臨時の健康診断を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第12条第1項	·保育所保育指針第3章1(2) イ ·学校保健安全法 ·学校保健安全法施行規則 第5条、第6条
43	児童の健康診断の記録及び適切な保管をし ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第12条第1項	·保育所保育指針第3章1(2) イ ·学校保健安全法 ·学校保健安全法施行規則 第5条、第6条
44	児童の食事を調理する者につき、検便を実施 しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・社援基発第1212001号通知Ⅲ 1 (7)	·設備運営基準第12条第4 項
45	職員の雇入時健康診断を適切に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	保育所	施設監査	·労働安全衛生法第 6 6 条第 1 項	-
46	職員の定期健康診断を適切に実施している か。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	保育所	施設監査	·労働安全衛生法第 6 6 条第 1 項	-
47	職員の健康診断の記録をしているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	保育所	施設監査	·労働安全衛生法第66条第1項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
48	運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第13条第2項	·特定教育·保育施設等運営 基準府令第20条
49	職員、財産、収支及び児童の処遇の状況を 明らかにする帳簿を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第14条	・雇児発第488号通知5(3)ア ・児発第295号通知 第1- 3(3)②イ、エ
50	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてい ないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監 查·確認 指導監查	・設備運営基準第14条の2第1項	·特定教育·保育施設等運営 基準府令第27条第1項、第2 項
51	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第14条の2第2項	·特定教育·保育施設等運営 基準府令第27条第1項、第2 項
52	児童又はその保護者等からの苦情に迅速か つ適切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口を設置する等の必要な措置を講じ ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第14条の3第1項	·特定教育·保育施設等運営 基準府令第30条第1項 ·社援第1352号通知
53	実施している保育に関し、都道府県又は市 町村の指導又は助言に従って必要な改善を 行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監 查·確認 指導監查	・設備運営基準第14条の3第3項	·特定教育·保育施設等運営 基準府令第30条第2~5項
54	社会福祉法第85条第1項の規定により運 営適正化委員会が行う調査への協力に努め ているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第14条の3第4項	·社援第1353号通知
55	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第32条第1項第1号	-
56	乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第2号	-
57	ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第3号	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
58	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具 を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	保育所	施設監査	·設備運営基準第32条第1項第4号	-
59	満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育 室又は遊戯室を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第5号	-
60	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の 幼児1人につき1.98平方メートル以上となっ ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	•設備運営基準第32条第1項第6号	-
61	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第7号	-
62	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる 場合、調理室を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第1号	-
63	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる 場合、便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第1号	-
	満2歳以上の幼児を入所させる場合、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に 代わるべき場所を含む。)を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第5号	-
65	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊 戯場に代わるべき場所を含む。)の面積は、 満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メート ル以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	•設備運営基準第32条第1項第6号	-
66	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第8号イ	-
	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号ロの表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	•設備運営基準第32条第1項第8号口	-

	这监苴 A:休月所【日乙总快】	— 64 lan	備考	評価区分	/=\=\	評価対象と		I= 11-1.1 A 4-1-	
番号	自己点検項目	回答欄	※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置 	なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
68	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号口の表に掲げる施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第8号 八	-
69	保育室等を3階に設ける建物は、保育園の調理室以外の部分と小保育園の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第8号二	-
70	保育室等を3階に設ける建物は、保育園の 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを 不燃材料でしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第32条第1項第8号 ホ	-
71	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第8号 へ	-
72	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第8号ト	-
73	保育室等を3階に設ける建物は、保育園の カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについ て防炎処理が施されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条第1項第8号 チ	-
74	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、幼児 に対する食事の提供の責任が当該保育所に あり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務 上必要な注意を果たし得るような体制及び調 理業務の受託者との契約内容が確保されて いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条の2第1号	•児発第86号通知5

<u>2025年9月時点Draft</u>

	这监查 A:休月灯【日C总快】		備考	評価区分		評価対象と			
番号	自己点検項目	回答欄	※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通知等
75	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入(委託調理)」にて提供している場合、保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条の2第2号	・児発第86号通知3
76	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、調理 業務の受託者を、保育所における給食の趣 旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調 理業務を適切に遂行できる能力を有する者と しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条の2第3号	・児発第86号通知5
77	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、幼児 の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応 じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等へ の配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の 食事の内容、回数及び時機に適切に応じるこ とができるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条の2第4号	・保育所保育指針第3章1(3) ウ、第3章2(2)ウ ・子発0331第1号通知1
78	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、食を 通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳 幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関 し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画 に基づき食事を提供するよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第32条の2第5号	•雇児発0601第4号通知
79	乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・睡眠中の安全確保の徹底について別紙①ア	·保育所保育指針第2章 1(3)、第3章1(3)、第3章 3(2)
80	嘱託医を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第33条第1項	・児発第302号通知・雇児発0218第2号通知
81	調理員を置いているか。 (調理業務の全部を 委託する施設にあっては、調理員を置かないこ とができる。)	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第33条第1項	·児発第302号通知 ·雇児発0218第2号通知

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
82	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、(ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。)の基準を満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第33条第2項	·児発第302号通知 ·雇児発0218第2号通知
83	保育士の数は満1歳以上満3歳に満たない 幼児おおむね6人につき1人以上、(ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。)の基準を満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第33条第2項	·児発第302号通知 ·雇児発0218第2号通知
84	保育士の数は満3歳以上満4歳に満たない 幼児おおむね15人につき1人以上、(ただ し、保育所一につき2人を下ることはできな い。)の基準を満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	・経過措 置No.1 ・経過措 置No.2	保育所	施設監査	・設備運営基準第33条第2項	·児発第302号通知 ·雇児発0218第2号通知
85	保育士の数は満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上となっているか。 (ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。) の基準を満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第33条第2項	·児発第302号通知 ·雇児発0218第2号通知
86	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、 利用乳幼児の保護者の労働時間その他家 庭の状況等を考慮して保育所の長が定めて いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	•設備運営基準第34条	・児童福祉法第39条
87	保育は、養護及び教育を一体的に行うことを その特性とし、その内容については、保育所保 育指針に従っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·設備運営基準第35条	・保育所保育指針第2章前文・虐待等の防止、対応等ガイドライン2
88	保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第36条	•保育所保育指針第4章2
89	保育所として、自らその行う業務の評価(自 己評価)を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第36条の2第1項	・保育所保育指針第1章3 (4)イ、(5)、第5章1 (2)
90	自ら行う業務の質の評価結果を踏まえ、保育 の内容等の改善を図っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第36条の2第1項	・保育所保育指針第1章3 (4)イ、(5)、第5章1 (2) ・子ども・子育て支援法第33 条の5

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
91	定期的に外部の者による評価を受けて、その 結果を公表しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第36条の2第2項	-
92	外部の者による評価結果を受けて、常に改善 を図るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・設備運営基準第36条の2第2項	-
93	調理設備等の衛生管理を実施しているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	保育所	施設監査	・食品衛生法第51条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、 第66条の3、別表第17、別表第18 ・食品衛生法施行令第34条の2	・衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について
94	保健計画を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	 ・保育所保育指針第3章1(2)ア 	-
95	3歳未満児について、個別的な指導計画を 作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・保育所保育指針第1章3(2)イ (ア)、(イ)、(ウ)	-
96	児童の人数を確認する体制を確保している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1(1)①	-
97	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関(児童相談所・福祉事務所等)との連絡調整が図られているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	・保育所保育指針第4章3(2)ア	-
98	全体的な計画が作成されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・保育所保育指針第1章3(2)ア	・設備運営基準第35条
99	全体的な計画に基づく長期的な指導計画、短期的な指導計画が作成されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・保育所保育指針第1章3(2)ア	・設備運営基準第35条
100	保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを 行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	·保育所保育指針第1章3(3)I	・保育所保育指針第1章3(5)イ・設備運営基準第35条
101	保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・保育所保育指針第2章4(2)ウ	・設備運営基準第35条

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
102	プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者と プール指導等を行う者を分けて配置し、その 役割分担を明確にしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について1	・保育所保育指針第3章3 (2)イ ・設備運営基準第35条
103	児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1(1)①ウ	・保育所保育指針第3章3 (2)イ ・設備運営基準第35条
104	窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意 に保育環境下に置かれていないかなどについて の、保育士等による保育室内及び園庭内の 点検を、定期的に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1(1)①エ	・保育所保育指針第3章3 (2)イ ・設備運営基準第35条
105	食物アレルギーのあるこどもについては生活管 理指導表等に基づいて対応しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査		・設備運営基準第35条 ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
106	日々提供される食事について、献立、調理 (離乳食等)、食事の環境などについて配慮がされているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	保育所	施設監査	·子発0331第1号通知1(4)	-
107	通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、 適正に支払われているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	保育所	施設監査	・労働基準法第15条	·労働基準法第24条、第37 条、第89条
108	労働基準法第 24 条・第 36 条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	保育所	施設監査	・労働基準法第89条	・労働基準法第24条、第36 条
109	職員の計画的な採用に努めているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	保育所	施設監査	・社会福祉法第90条第1項	-
110	労働条件の改善等に配慮し、定着促進 及び離職防止に努めているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	保育所	施設監査	•社会福祉法第90条第2項	-
111	不審者等の侵入防止のための措置や不 審者対応訓練が行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所	施設監査	・保育所保育指針第3章3(2)ウ	-
112	予算及び補正予算の編成の時期と積算 は適切に行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育 所	施設監査	・こ成事第175号通知別紙1-2 (2) 第2-1(1)	

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通知等
113	給付費等の請求金額が適正に行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育 所	施設監査	・こ成事第175号通知別紙1-2 (2) 第2-1(2)ア	-
114	事業費と事務費の流用が適正に行われて いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育 所	施設監査	・こ成事第175号通知別紙 1 - 2 (2)第 2 - 1 (2)イ	-
115	利用者負担金 (職員給食費等 = 共通 事項)・(延長保育、一時保育利用 料、私的契約児利用料 = 保育所)が適 正な額となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・こ成事第175号通知別紙 1 – 2 (2)第 2 – 1 (2)ウ	-
116	他の会計間の貸借が適正に行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・こ成事第175号通知別紙 1 – 2 (2)第 2 – 1 (2)エ	-
117	現金、預金等の保管が適正に行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・こ成事第175号通知別紙1-2 (2) 第2-1(2)オ	-
118	内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・こ成事第175号通知別紙 1 – 2 (2)第 2 – 1 (2)カ	-
119	保育所の計算書等及び現況報告書は、 各事業区分、拠点区分ごと、及び経年の 整合性について、適正な取り扱いとなって いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・経理等通知「5 委託費の経理に係る 指導監督」の(1)	-
120	保育所の委託費(人件費、管理費又は事業費)について、各区分にかかわらず、 当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てる場合は、 「経理等通知」の、「1委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所		・経理等通知「5 委託費の経理に係る 指導監督」の(1)	-
121	「経理等通知」の1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合、「経理等通知」の「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所		・経理等通知「5 委託費の経理に係る 指導監督」の(2)	-

_ //6	設監全 A:保育所 【目己点梗】 「			電圧反 人					
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
122	「経理等通知」の1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合、「経理等通知」の「1委託費の使途範囲」から「4委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所		・経理等通知「5 委託費の経理に係る 指導監督」の(2)	_
123	保育所に係る拠点区分から、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合、「経理等通知」の「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所		・経理等通知「5 委託費の経理に係る 指導監督」の(2)	-
124	委託費に係る当該会計年度の各種積立 資産への積立支出及び当期資金収支差 額合計が、当該施設に係る拠点区分の 事業活動収入計(決算額)の5%相 当額を上回る場合、「経理等通知」の「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管 理・運用」までに示された事項を遵守して いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所		・経理等通知「5 委託費の経理に係る 指導監督」の(2)	-
125	【委託費の弾力運用-委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件】委託費の支出について、経理等通知に従った適正な経費となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・経理等通知	-
126	【委託費の弾力運用-委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件】保育所拠点区分以外への経費の支出はないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・経理等通知	-

<u>2025年9月時点Draft</u>

- //6	设监全 A:保育所 【目己点模】 「			評価区分					
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入		経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通知等
127	【委託費の弾力運用-委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件】委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、改善基礎分相当額等の支出を行っている場合には、要件をすべて満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	•経理等通知	-
128	【委託費の弾力運用-委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件】当該保育所の土地取得に当たって保育所施設・設備整備積立資産を取り崩す場合、経理等運用通知問8の要件を満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知1(6)	•経理等運用通知問8
129	【積立資産-積立資産の管理】各種積立 金と各種積立資産ごとに同額が計上さ れ、かつ対応する資産が確保されている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知1(3)、(4)	·経理等運用通知問8 ·都第3496号通知1(1)
130	【積立資産】積立資産に対応する預貯金 等を保有しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育 所	施設監査	·経理等通知1(3)、(4)	-
131	【積立資産】積立資産について他の事業 の資金を同一通帳により管理保管してい る場合は、通帳等の内訳を管理している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査		-
132	【積立資産-積立資産の目的外利用】 経理等通知1(3)(4)による目的外 使用の場合、事前に都道府県又は市区 町村に協議し、承認を得ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知1(3)、(4)	·経理等取扱通知5 ·経理等運用通知問8 ·都第3496号通知1(2)
133	【積立資産-積立資産の目的外利用】 経理等通知1(6)による目的外使用 の場合、事前に都道府県又は市区町村 の承認(設置主体が社会福祉法人又は 学校法人にあっては理事会の承認)を得 ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知1(6)	·経理等取扱通知5 ·経理等運用通知問8 ·都第3496号通知1(2)

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
134	【積立資産-積立資産の目的外利用】 当該保育所以外の土地取得に当たって 取り崩す場合、経理等取扱通知5なお 書きに定める要件を満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・経理等通知1(6)	•経理等取扱通知 5
135	【積立資産-積立資産の目的外利用】 同一の設置者が設置する当該保育所以 外の施設・事業等に係る経費に充当する 場合、その充当対象施設はそれぞれ管轄 内に所在する施設及び事業並びに管轄 外所在の住民対象施設に限られている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	-	-
136	【積立資産-積立資産の次年度への引継ぎ】積立資産については、決算額が次期に引き継がれているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	-	-
137	【改善基礎分相当額等の支出-支出限度額等】経理等通知に定められた限度額以内で、定められた対象経費に支出しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	•経理等通知 1 (4)、(5)、別表 2、別表3、別表4、別表5	•府子本第761号通知
138	【当期末支払資金残高-当期末支払資金残高の引継ぎ】当期末支払資金残高については、決算額が次期に引き継がれているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・経理等通知5(1)	-
139	【当期末支払資金残高-当期末支払資金残高の引継ぎ】当期欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知5(1)	-
140	【当期末支払資金残高-当期末支払資金残高の引継ぎ】累積欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	・経理等通知5(1)	-
141	【当期末支払資金残高-当期末支払資金残高の引継ぎ】当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	•経理等通知3(2)	•経理等運用通知20、21

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
142	【当期末支払資金残高-前期末支払資金残高の取崩しの処理】当期事業活動収入計(予算額)の3%を超える取崩しをする場合、都道府県又は市区町村に事前協議をしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知3(1)	•都第3496号通知2
143	【当期末支払資金残高-前期末支払資金残高の取崩しの処理】経理等通知3 (2)に定める経費を支出する場合、都道府県又は市区町村に事前の承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認)を得ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知3(2)	•都第3496号通知2
144	【当期末支払資金残高-前期末支払資金残高の取崩しの処理】経理等通知1 (5)に定める要件を満たさずに法人本部へ繰り入れていないか。また、経理等運用通知問13で定める対象範囲以外に支出していないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知3(2)	•経理等運用通知問13
145	【当期末支払資金残高-前期末支払資金残高の取崩しの処理】同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ管轄内に所在する施設及び事業並びに管轄外所在の住民対象施設に限られているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	-	-
146	【次期繰越活動増減差額-次期繰越活動増減差額の引継ぎ】次期繰越活動増減差額については、決算額が次期に引き継がれているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	•経理等通知5(1)	-
147	【貸付金処理】施設運営に支障がある貸付を行っていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育 所	施設監査	・経理等通知4(2)	•経理等運用通知問14、問 15
148	【貸付金処理】同一法人以外への貸付を 行っていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育 所	施設監査	·経理等通知4(2)	-
149	【貸付金処理】他事業又は拠点区分への 貸付を行った場合、当該年度内に補填し ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知4(2)	・経理等運用通知問14
150	【貸付金処理】他事業又は拠点区分への 貸付について、正確に把握しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育 所	施設監査	•経理等通知4(2)	-

	設監食 A:保育所 【目己点検】 			評価区分						
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	
151	【委託費の管理・運用】委託費の管理・ 運用が、安全確実でかつ換金性の高い方 法で行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	施設監査	·経理等通知4(1)	-	
152	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	社会福祉 法人以外 の場合		・児発第295号通知 第1の3(3)②の イ	-	
153	保育所を経営する事業については、積立 金・積立資産明細書を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	社会福祉 法人以外 の場合		・児発第295号通知 第1の3(3)②のウ	-	
154	学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、「第295号通知」の「第1の3(3)②のイ」に定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	社会福祉 法人以外 の場合		・児発第295号通知 第1の3(3)②の エ	-	
155	企業会計の基準による会計処理を行っている者は、「第295号通知」の「第1の3(3)②のイ」に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	社会福祉 法人以外 の場合	施設監査	・児発第295号通知 第1の3(3)②の エ	-	
156	毎会計年度終了後3か月以内に、必要 書類に、保育所を経営する事業に係る現 況報告書を添付して、都道府県知事に 対して提出しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	社会福祉 法人以外 の場合		・児発第295号通知 第1の3(3)②の オ	-	
157	企業会計で帳簿を作成し、行政提出用 に社会福祉法人会計基準に準じた様式 で決算書を作成している場合は、決算書 の各勘定科目の金額の根拠等について、 企業会計で作成している帳簿との整合性 がとれているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	社会福祉 法人以外 の場合		・児発第295号通知第1の3(3)②	-	

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
158	保育所の貸借対照表に計上された現金預金が実在するか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項		社会福祉 法人以外 の場合	施設監査	・児発第295号通知第1の3(3)②	-
159	現金預金について他の事業の資金を同一 通帳により管理保管している場合は、通 帳等の内訳を管理しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項		社会福祉 法人以外 の場合	施設監査	-	-
160	経理規程に従って会計処理が行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項		社会福祉 法人以外 の場合	施設監査	-	-

■施設監査 A:保育所【事前提出書類】

No. 事前提出書類名 1 給食献立表 2 運営規程 3 要覧・入園のしおり 4 建物の平面図(各クラスの部屋割り、面積と屋外遊戯場の面積が分かるもの) 5 職員名簿(在籍中の職員) 6 職員名簿(異動職員等) 7 勤務シフト表(各勤務区分の時間帯を明記したもの)	提出済チェック欄 ※添付にて資料を 提出したら「●」	備考 ※提出しない場合はその理由を記入
2 運営規程 3 要覧・入園のしおり 4 建物の平面図(各クラスの部屋割り、面積と屋外遊戯場の面積が分かるもの) 5 職員名簿(在籍中の職員) 6 職員名簿(異動職員等)		
3 要覧・入園のしおり 4 建物の平面図(各クラスの部屋割り、面積と屋外遊戯場の面積が分かるもの) 5 職員名簿(在籍中の職員) 6 職員名簿(異動職員等)		
4 建物の平面図(各クラスの部屋割り、面積と屋外遊戯場の面積が分かるもの) 5 職員名簿(在籍中の職員) 6 職員名簿(異動職員等)		
5 職員名簿(在籍中の職員) 6 職員名簿(異動職員等)		
6 職員名簿(異動職員等)		
6 職員名簿(異動職員等)		
8 全体的な計画		
9 長期的な指導計画		
10 短期的な指導計画		
※社会福祉法人以外の場合のみ		
11 収支計算書又は損益計算書		
※社会福祉法人以外の場合のみ		
12 積立金・積立資産明細書		
※社会福祉法人以外の場合のみ		
13 貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)		
※社会福祉法人以外の場合のみ	+	
14 借入金明細書		
	+	
15 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書		
※社会福祉法人以外の場合のみ		
16 現況報告書		
現次、一次		
※私立保育所の場合のみ、以下のうち該当する会計書類		
<社会福祉法人会計基準により会計処理を行っている場合>		
・「資金収支計算書等の計算書類」、「事業区分資金収支内訳表」、「拠点区分資金収支計算		
書」、「拠点区分資金収支明細書」、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、「貸借対照	쯗	
表」、「預金残高証明書」等		
<学校法人会計基準により会計処理を行っている場合>		
17 (・「資金収支計算書等の計算書類」、「資金収支内訳表」、「収支予算書」、「預金残高証明書」		
等		
く企業会計により会計処理を行っている場合>		
・「損益計算書」、「貸借対照表」、「資金収支計算書等の計算書類」、「収支予算書」、「預金残 	[
高証明書」等		
くその他の会計基準により会計処理を行っている場合>		
「資金収支計算書等の計算書類」、「預金残高証明書等」上記に相当する「財務諸表」等		
	<u> </u>	

2025年9月時点Draft

■施設監査 A:保育所【事前提出情報】

専	用設備	昨年度監査時	からの図面の変	更有・	無	
設備名		乳児室	ほふく室	保育室又は遊戯室	屋外競技場 ※	
	面積	m [†]	m	m [*]	m	無

[※]保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。

			児童	重の数と担当す	る職員の数	※監査実施前月	月の1日時点から	直近12か月	分				
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	0 歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童数	2歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
八里奴	3歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	乳児を担当する職員の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	満1歳以上満3歳に満たない 幼児を担当する職員の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満3歳以上満4歳に満たない 幼児を担当する職員の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満4歳以上の幼児を担当する 職員の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

■施設監査 A:保育所 【根拠法令等一覧】

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	施設監査	保育所	法律	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)	子ども・子育て支援法
2	施設監査	保育所	法律	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	児童福祉法
3	施設監査	保育所	法律	消防法(昭和23年法律第186号)	消防法
4	施設監査	保育所	法律	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)	学校保健安全法
5	施設監査	保育所	法律	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	社会福祉法
6	施設監査	保育所	法律	労働安全衛生法(昭和四47年法律第57号)	労働安全衛生法
7	施設監査	保育所	法律	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	食品衛生法
8	施設監査	保育所	府省令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	設備運営基準
9	施設監査	保育所	府省令	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)	消防法施行規則
10	施設監査	保育所	府省令	消防法施行令(昭和36年政令第37号)	消防法施行令
11	施設監査	保育所	府省令	学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)	学校保健安全法施行規則
12	施設監査	保育所	府省令	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)	食品衛生法施行規則
13	施設監査	保育所	府省令	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)	食品衛生法施行令
14	施設監査	保育所	告示	保育所保育指針(平成27年厚生労働省告示第117号)	保育所保育指針
15	施設監査	保育所	告示	不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準(昭和51年消防庁告示第9号)	消防庁告示第9号
16	施設監査	保育所	国通知等	保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年こども家庭庁)	虐待等の防止、対応等ガイドライン
17	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設最低基準の一部改正について(平成14年雇児発第1225008号通知)	雇児発第1225008号通知
18	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平成28年雇児総発090 1第3号通知)	雇児総発0901第3号通知
19	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉行政指導監査の実施について(令和7年こ成事第175号通知)	こ成事第175号通知
20	施設監査	保育所	国通知等	保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(周知)(令和5年2成保第123号 通知)	こ成保第123号通知
21	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年雇児発第0222001号)	雇児発第0222001号通知
22	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(令和2年子母発0331第1号)	子母発0331第1号通知
23	施設監査	保育所	国通知等	保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年厚生労働省)	食事の提供ガイドライン
24	施設監査	保育所	国通知等	保育所における調理業務の委託について(平成10年児発第86号通知)	児発第86号通知
25	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について (平成13年雇児発第488号通知)	雇児発第488号通知
26	施設監査	保育所	国通知等	保育所の設置認可等について(平成12年児発第295号通知)	児発第295号通知
27	施設監査	保育所	国通知等	運営適正化委員会等の設置要綱について(平成12年社援第1353号通知)	社援第1353号通知
28	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(令和2年子発0331第1号通知)	子発0331第1号通知
29	施設監査	保育所	国通知等	保育所における食事の提供について(平成22年雇児発0601第4号通知)	雇児発0601第4号通知
30	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設における事故防止について(昭和46年児発第418号通知)	児発第418号通知
31	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設等における児童の安全の確保について(平成12年児総発第402号通知)	児総発第402号通知
32	施設監査	保育所	国通知等	保育所等における保育士配置に係る特例について(平成28年雇児発0218第2号通知)	雇児発0218第2号通知
33	施設監査	保育所	国通知等	保育所分園の設置運営について (平成10年児発第302号通知)	児発第302号通知

■施設監査 A:保育所【根拠法令等一覧】

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
34	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(平成15年社援基発第1212001号)	社援基発第1212001号通知
35	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年社援第 1352号通知)	社援第1352号通知
36	施設監査	保育所	国通知等	施設型給付費等に係る処遇改善加算 I 及び処遇改善加算 II について(令和 2 年 7 月 30 日府子本第761号・2 分科初第643号・子初0730第 2 号)	府子本第761号通知
37	施設監査	保育所	国通知等	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成27年府子本第254号・雇児発0903第6号通知)	経理等通知
38	施設監査	保育所	国通知等	「保育所運営費の経理等について」の運用等について(平成12年児発第21号通知)	経理等運用通知
39	施設監査	保育所	国通知等	教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について(令和6年こども家庭庁)	プール活動・水遊びの事故防止及び熱中 症事故の防止について
40	施設監査	保育所	国通知等	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年こども家庭庁)	事故防止及び事故発生時の対応のための ガイドライン
41	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年児企第16号)	衛生管理の改善充実及び食中毒発生の 予防について
42	施設監査	保育所	国通知等	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(平成23年厚生労働省)	アレルギー対応ガイドライン
43	施設監査	保育所	国通知等	教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について(令和6年こども家庭庁)	睡眠中の安全確保の徹底について
44	施設監査	保育所	国通知等	保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和4年厚生労働省)	保育所等における安全計画の策定に関す る留意事項等について

■施設監査 A:保育所【根拠条文一覧別紙】No.67,68

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定
		する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に
		限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を
		満たすものとする。)
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
		1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一
	避難用	項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は
		付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
		1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一
		項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段
	避難用	室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を
		有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

■施設監査 A:保育所【根拠条文一覧別紙】No.121

2025年9月時点Draft

別表2

1	保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(保育所等を経営する 事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。
2	保育所等の土地又は建物の賃借料
3	以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出
4	保育所等を経営する事業に係る租税公課

■施設監査 A:保育所【根拠条文一覧別紙】No.122

2025年9月時点Draft

別表3

4	子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得
1	等に要する経費(子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。)
2	1の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出

別表4

1	社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 (社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。
2	社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
3	以上の経費に係る借入金(利息部分含む。)の償還又は積立のための支出
4	社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

別表5

l 1	保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(保育
_	所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。
2	保育所等の土地又は建物の賃借料
3	以上の経費に係る借入金(利息部分含む。)の償還
4	保育所等を経営する事業に係る租税公課

2025年9月時点Draft

■施設監査 A:保育所【経過措置一覧】

翟	号 参照元区分	参考元資料	経過措置	経過措置適用の要件	留意すべき事項
	1 事務連絡	保育所における看護師等の配置特例の 要件見直しに関する留意事項等につい て(令和4年11月30日)	保育所における保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)の配置については、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成 10 年厚生省令第 51 号)附則第2項の規定により、経過措置として当分の間、看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる。	【①保育士と合同で保育を行うことについて】 在籍乳児数が3名以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならない。	(1) 看護師等と合同の組・グルーブを担当する保育士は、当該看護師等をフォローすることが求められるため、当該看護師等が勤務する保育所での勤続年数が概ね3年以上かつ、乳児への保育の経験を有している常勤の保育士であることが望ましいこと。また、当該保育士が休暇を取得する際等にフォローアップに入る保育士についても同様の要件を満たしていることが望ましいこと。 (2) 保育所の施設長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。あわせて、保育士に業務の負担が過剰に偏ることがないよう、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行われるよう留意すること。 (3) 乳児の在籍数が3名以下の保育所が看護師等を新規採用するに当たり、当該看護師等を保育士とみなす前提で採用する場合は、原則として勤務開始前行ったする支援員研修等を修了していることが必要であるが、保育士の確保が困難であるなどこれによりがたい場合は、この限りでないこと。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される研修を受講するなどこれによりがたい場合は、この限りでないこと。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される研修を受講するなどこれによりがたい場合は、この限りでないこと。ただし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育士だけでなく、施設長や主任保育士等が支援を行うことが望ましいこと。 (4) 乳児の在籍数の変動により年度途中で乳児の在籍数が3名以下となった場合についても、看護師等のみで乳児を保育することは適当ではないため、保育所の施設長は、保育士と合同の組・グルーブを編成するよう体制を組むこと。なお、当該ケースにおいて、保育士として勤務している書護師等の保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない場合については、できる限り早期に当該研修を受講することが望ましい。また、こうした場合にも対応が出来るよう、(5) のとおり、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等については、在籍する乳児の数にかかわらず、あらかじめ子育で支援員研修等の受講を勧奨すること。 (5) 乳児が4人以上在籍する保育所で勤務する看護師等においても、保育に係る一定の知識や経験を有していることは、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第5章の2(2)に規定されているとおり、要件化されておらずとも求められるべきものであるため、これまでもお示ししてきているとおり、保育所等の勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。 (6) 都道府県、政令指定都市又は中核市は、管下の保育所への指導監査を行うに当たって、当該保育所の乳児の在籍数が3名以下である場合、本通知に沿うた取扱いが適切に実施されているとのについても確認を行うこと。
	2 内閣府令	官報「児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準及び家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準の一部を改	【附則第2項関係】 当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準準(次項において「設備運営基準」という。) 第三 十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(次項において「家庭的保育事業等基準」という。) 第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 【附則第3項関係】 設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準はは、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。	【附則第2項関係】 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき。 【附則第3項関係】 附則第2項が適用される場合(保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき)を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準(満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。)に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間。	-

	設監員 D:幼休建捞空祕ルCCも園(E			評価区分					
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
1	満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定ござ も園	施設監査	·設備運営基準第4条第1項	-
2	1学級の園児数は、35人以下であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	•設備運営基準第4条第2項	-
3	学級は、学年の初めの日の前日において同じ 年齢にある園児で編制しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第4条第3項	-
4	各学級ごとに担当する専任の主幹保育教 諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上 置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第5条第1項	-
5	教育及び保育に直接従事する職員の数は、「設備運営基準」第5条第3項に示す表に掲げる園児の区分に応じたものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.1	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•設備運営基準第5条第3項	-
6	教育及び保育に直接従事する職員の数は、 常時2人を下ってはいないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第5条第3項	-
7	調理員を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	·設備運営基準第5条第4項	-
8	副園長又は教頭を置いているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第5条第4項	-
9	主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭を置いているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	·設備運営基準第5条第4項	-
10	事務職員を置いているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第5条第4項	-
11	園舎及び園庭を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第6条第1項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
12	園舎は、2階建以下であるか。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第6条第2項	-
13	保育室等は1階に設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第6条第3項	-
14	保育室等を3階以上の階に設けている場合、 満3歳未満の園児の保育の用に供するもので あるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第6条第4項	-
15	園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第6条第5項	-
16	園舎の面積は、「設備運営基準」第6条第6 項に示す内容に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	·設備運営基準第6条第6項	-
17	園庭の面積は、「設備運営基準」第6条第7 項に示す内容に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第6条第7項	-
18	園舎には、次に掲げる設備を備えており、「設備運営基準」第7条第1項の内容に適合しているか。 ①職員室 ②乳児室又はほふく室(満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合) ③保育室 ④遊戯室 ⑤保健室 ⑥調理室 ⑦便所 ⑧飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•設備運営基準第7条第1項	-
19	保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはいないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第7条第2項	-

				評価区分						
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	計画区ガ ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等	
20	調理室を備えていない施設において、園児に対して園内で調理する方法にて食事の提供を行う場合、必要な調理設備を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•設備運営基準第7条第4項	-	
21	飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用 設備と区別して備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•設備運営基準第7条第5項	-	
22	乳児室は、1・65平方メートルに満2歳未満 の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た 面積以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•設備運営基準第7条第6項第1号	-	
23	ほふく室は、3・3平方メートルに満2歳未満の 園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面 積以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第7条第6項第2号	-	
	保育室又は遊戯室は、1・98平方メートルに 満2歳以上の園児数を乗じて得た面積以上 であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第7条第6項第3号	-	
25	園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めているか。 ①放送聴取設備 ②映写設備 ③水遊び場 ④園児清浄用設備 ⑤図書室 ⑥会議室	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	1	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•設備運営基準第7条第7項	-	
26	学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育 上、保健衛生上並びに安全上必要な種類 及び数の園具及び教具を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第8条第1項	-	
2/	園具及び教具は、常に改善し、補充している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第8条第2項	-	
28	毎学年の教育週数は39週を下っていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•設備運営基準第9条第1項	-	

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
29	教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第9条第1項	-
30	保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•設備運営基準第9条第1項	-
31	園児に対する教育及び保育の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第9条第2項	-
32	子育ての支援を、保護者の要請に応じ適切 に提供し得る体制の下で行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	·設備運営基準第10条	-
33	子育ての支援を行う際、地域の人材や社会 資源の活用を図るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第10条	-
34	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	·設備運営基準第11条	-
35	園児が心身の状況によつて履修することが困 難な各教科は、その園児の心身の状況に適 合するように配慮しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第12条	-
36	人権擁護のために必要な体制を整備している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第5条第1項 準用)	-
37	子どもの意見や思いを表明する機会や受け止 める仕組みがあるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第5条第1項 準用)	-
38	研修や会議などで人権について考える機会を 持っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第5条第1項 準用)	-

■									
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
39	著しく人格を傷つける言動はないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第5条第1項 準用)	-
40	地域社会との交流及び連携を図り、園児の 保護者及び地域社会に対し、幼保連携型認 定こども園の運営の内容を適切に説明するよ う努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園		·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第5条第2項 準用)	-
41	職員は、常に自己研鑽さんに励み、必要な知 識及び技能の修得、維持及び向上に努めて いるか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第7条の2第1 項準用)	-
42	職員に対し、その資質の向上のための研修の 機会を確保しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第7条の2第2 項準用)	-
43	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用 負担によって、差別的な扱いをしていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監 查·確認 指導監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条準用)	-
44	園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(虐待)その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 〈児童福祉法第33条の10〉 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携型認定とも園	施設監 査·確認 指導監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の2準 用)	・特定教育・保育施 設等運営基準府令 第25条 ・児童福祉法第33条 の10

	汉益且 D:幼休建捞空祕ルCCも園(E		/#. ±z.	評価区分		評価対象と			関連法令・告示・通
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変	経過措置	おる施設	対象監査	根拠法令等	
45	こどもの状態を観察し、虐待の発見に努めるとともに、発見した場合には、行政機関に通報するとともに、関係機関と連携した上で適切な対応をしているか。	適 / 否 / 対象外	XX 7337 13.23 X 7 32 10 C 7 12 C 10 X	更の可能性有 助言指導事項	-	幼保連携	施設監査	・児童福祉法第25条	-
46	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園		・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の3第1 項準用)	-
47	職員に対し、業務継続計画について周知しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の3第1 項準用)	-
48	職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の3第2 項準用)	-
49	定期的に業務継続計画の見直しを行っており、必要に応じて変更を行っているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定ごど も園		・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の3第3 項準用)	-
50	園児に食事を提供するときは、幼保連携型認定こども園内で調理する方法(幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行っているか。(調理業務の全部を委託している施設以外の幼保連携型認定こども園を除く)	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園		·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第1 項準用)	-
51	季節感や嗜好等を考慮し、変化に富んだ献立を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第2 項準用)	-
52	園児の健全な発育に必要な栄養量が確保で きる献立を作成し、給食を提供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園		·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第2 項準用)	-
53	食事は、食品の種類及び調理方法について 栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園		·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第3 項準用)	-

	改益且 D:幼体建物空心をCCも図(E		備考	評価区分		評価対象と			関連法令・告示・通
番号	自己点検項目	回答欄	が明년 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	なる施設	対象監査	根拠法令等	知等
54	あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第4 項準用)	-
55	幼保連携型認定こども園は、園児の健康な 生活の基本としての食を営む力の育成に努め ているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第5 項準用)	-
56	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り 得た園児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監 査·確認 指導監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第14条の2第 1項準用)	-
57	職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第14条の2第 2項準用)	-
58	園児又はその保護者等からの苦情に迅速か つ適切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口を設置する等の必要な措置を講じ ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第14条の3第 1項準用)	·社援第1352号通 知
59	実施している教育及び保育並びに子育ての 支援について、都道府県又は市町村から指 導又は助言に従つて必要な改善を行っている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第14の3第3 項準用)	-
60	社会福祉法第85条第1項の規定により運 営適正化委員会が行う調査への協力に努め ているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第14条の3第 4項準用)	-
61	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条第8 号イ準用)	-
62	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号ロの表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条第8 号□準用)	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
63	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号口の表に掲げる施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条第8 号八準用)	-
64	保育室等を3階に設ける建物は、幼保連携型認定こども園の調理室以外の部分と小幼保連携型認定こども園の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条第8 号二準用)	-
65	保育室等を3階に設ける建物は、幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条第8 号木準用)	-
66	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園		·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条第8 号へ準用)	-
67	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条第8 号卜準用)	-
68	保育室等を3階に設ける建物は、幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条第8 号チ準用)	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
69	満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、園児 に対する食事の提供の責任が幼保連携型認 定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄 養面等業務上必要な注意を果たし得るよう な体制及び調理業務の受託者との契約内容 が確保されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条の2第 1号準用)	·雇児発1128第2号 通知4(2)
70	満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、幼保 連携型認定こども園又は他の施設、保健 所、市町村等の栄養士により、献立等につい て栄養の観点からの指導が受けられる体制に ある等、栄養士による必要な配慮が行われて いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条の2第 2号準用)	·雇児発1128第2号 通知4(2)
71	満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、調理 業務の受託者を、幼保連携型認定こども園 における給食の趣旨を十分に認識し、衛生 面、栄養面等、調理業務を適切に遂行でき る能力を有する者としているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園		・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条の2第 3号準用)	·雇児発1128第2号 通知4(2)
72	満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、園児 の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応 じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等へ の配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の 食事の内容、回数及び時機に適切に応じる ことができるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園		・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条の2第 4号準用)	·雇児発1128第2号 通知4(2)
73	満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、食を 通じた園児の健全育成を図る観点から、園児 の発育及び発達の過程に応じて食に関し配 慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基 づき食事を提供するよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第32条の2第 5号準用)	·雇児発1128第2号 通知4(2)

番号	は無負 B: め休達拐空跡をことも図 [E] 自己点検項目	回答欄	備考	評価区分 ※参考であり、ケースにより変	経過措置	評価対象と	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通
			※「対象外」選択の場合はその理由を記入	更の可能性有		なる施設			知等
74	園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園		·設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第36条準 用)	-
75	施設は、その運営上適切で、通園の際安全 な環境に位置しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園		·設備運営基準第14条 (幼稚園設置基準第7条第1項準 用)	-
76	施設の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園		·設備運営基準第14条 (幼稚園設置基準第7条第2項準 用)	-
77	長期的及び短期的な指導計画を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·教育·保育要領第1章第2-2 (2)	-
78	指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善を図っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·教育·保育要領第1章第2-2 (2)	-
79	園における教育・保育と小学校教育との円滑 な接続に向けての取組を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·教育·保育要領第1章第2-1 (5)	-
80	園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、 園児に対する指導その他保健に関する事項 について保健計画を策定しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第27条	·学校保健安全法第 5条 ·教育·保育要領第 3章第2 -2(1)
81	入園時に健康診断を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法 1 3条、第 1 7条 ・認定ごとも園法施行 規則第 2 7条 ・学校保健安全法施 行規則 第 5条、第 6条、第 7条

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
	学校保健安全法に規定する健康診断に準じて園児の定期健康診断を年2回以上実施しているか。(そのうち一回は6月30日までに行うものとする。)必要に応じて臨時の健康診断を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第27条	 ・学校保健安全法 1 3条、第 1 7条 ・認定こども園法施行規則第 2 7条 ・学校保健安全法施行規則 第 5条、第 6条、第 7条
83	園児の健康診断の記録及び適切な保管をし ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	・認定こども園法施行規則第27条	-
84	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、 その発生や疑いのある場合は必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者やすべての職員に連絡し、予防等に協力を求めているか。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·教育·保育要領第1章第1-3(2)	·児企第16号通知
85	乳幼児突然死症候群の予防、及び睡眠中 の事故防止対策を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・睡眠時の安全管理の徹底について-	·学校保健安全法第 26条 ·教育·保育要領第 3章第1、第2- 3、第4-2
86	安全計画を策定し、安全計画に定める研修 及び訓練を定期的に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法第 27条、第28 条 ・認定こども園法施行 規則第27条 ・学校保健安全法施 行規則第28条、第 29条

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
87	安全計画に基づき、毎学期1回以上、施設 及び設備の安全点検を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法第 27条、第28 条 ・認定こども園法施行 規則第27条 ・学校保健安全法施 行規則第28条、第 29条
88	日々の食数を把握することにより給食材料の必要量を把握し、適切に用意・保管しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•社援施第65号通知—	·雇児総発第36号通知 ・社援施第97号通知
	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための研修並びに訓練を定期 的に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・社援施第97号通知Ⅲ第1項(6)	·食品衛生法第21条 の2、第58条、第60 条、第61条 ·食品衛生法施行規 則第66条6、2第66 条3、別表第17、別 表第18 ·食品衛生法施行令 第34条2 ·薬生食監発0805 第3号通知 ·教育·保育要領第3 章第3 -1 ·雇児発第 0120001号通知 ·雇児発第 0120001号通知 ·雇児総発第36号通知 ·社援施第65号通知

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
90	日々提供される食事について、献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについて配慮しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·子発0331第1号通知1(4)	·教育·保育要領第 1章第3-5 (2) I、第2章第 1-2(3)、3 (2)、第2章第 2-2(4)、3 (2)、(4)
91	3 歳未満児について、個別的な指導計画を 作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·教育·保育要領第 1 章第 3 – 4	-
9)	保健室等の環境や救急用の薬品、材料等を 適切な管理の下に常備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・教育・保育要領第3章第1の3 (4)	-
93	調理設備等の衛生管理を実施しているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・食品衛生法第51条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、 第66条の3、別表第17、別表第18 ・食品衛生法施行令第34条の2	・衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について
94	学校保健計画を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第27条	·学校保健安全法第 5条
95	認可内容の変更を届け出ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法施行規則第18条	・認定こども園法第 16条・認定こども園法施行 規則第15条第2 項、第3項
96	園則を適切に定めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法施行規則第15条第 1項	・認定こども園法施行 規則第16条、第26 条
97	園日誌を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法施行規則第26条	·学校教育法施行規 則第28条

	改益目 B:幼休建拐空誌だことも図(E			評価区分		==:/==+44.1.			
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
98	運営の状況等について評価を行い、改善に向けた取組をしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第23条	・認定こども園法施行 規則第23条~第25 条
99	運営状況の報告を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定ごど も園	施設監査	・認定こども園法第30条	・認定こども園法施行 規則第29条
100	園長を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第14条	・認定こども園法第 26条 ・学校教育法第7条
101	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第27条	·学校保健安全法第 23条第2項
	園長、副園長及び教頭、保育教諭等の資格 を有する職種において、有資格者が配置され ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	No.2	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第15条	・認定こども園法施行 規則第12条〜第14 条 ・認定こども園法附則 第5条
103	園(学校)において備えなければならない表 簿を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法施行規則第26条	·学校教育法施行規 則第28条準用
104	園環境衛生基準に基づく環境衛生検査を適 切に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法第 5条、第6条 ・認定こども園法施行 規則第27条 ・学校保健安全法施 行規則第1条、第2 条
105	会計の原則に従って、会計処理及び計算書 類の作成を適切に行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・学校法人会計基準第2条	·社会福祉法人会計 基準第2条
106	会計帳簿を適切に整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・認定こども園法施行規則第26条	·学校教育法施行規 則第28条準用

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
107	園児の人数を確認する体制を確保している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1 (1)①	-
108	教育及び保育の内容並びに、子育ての支援 等に関する全体的な計画が作成されている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・教育・保育要領第1章第2の1 (1)	-
109	食物アレルギーのあるこどもについては生活管 理指導表等に基づいて対応しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・教育・保育要領第3章第1の3 (3)	・教育・保育要領第3章第1の3(3)、第2の6・認定こども園法第27条・学校保健安全法第26条
110	プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者と プール指導等を行う者を分けて配置し、その 役割分担を明確にしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	幼保連携 型認定こど も園		・教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について1	・教育・保育要領第3章第3の2(2)・認定こども園法第27条・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
111	園児の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1 (1)①ウ	・教育・保育要領第3章第3の2(2)・認定こども園法第27条
112	窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意 に保育環境下に置かれていないかなどについて の、保育教諭等による保育室内及び園庭内 の点検を、定期的に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1 (1) ①エ	・教育・保育要領第 3章第3の2 (2)・認定こども園法第 27条

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
113	園児の通園、園外における学習のための移動 その他の園児の移動のために自動車を運行す るときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼 その他の園児の所在を確実に把握することが できる方法により、園児の所在を適切に確認 しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・学校保健安全法施行規則第29条の 2第1項	・認定こども法施行規 則第27条
114	通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日国土交通省送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ)に適合する園児の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて園児の所在を適切に確認しているか。	週 / 召 / 刈家外 		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・学校保健安全法施行規則第29条の 2第2項	・認定こども法施行規 則第27条
115	園児の人数を確認する体制を確保している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・事故防止及び事故発生時の対応のた めのガイドライン1 (1)①	-
116	園児の食事を調理する者につき、検便を実施 しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·社援基発第1212001号通知Ⅲ 1 (7)	-
117	職員の雇入時健康診断を適切に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	ı	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•労働安全衛生法第66条第1項	-
118	職員の定期健康診断を適切に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	1	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•労働安全衛生法第66条第1項	-
119	職員の健康診断の記録をしているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	·労働安全衛生法第66条第1項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変 更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通 知等
120	職員の計画的な採用に努めているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•社会福祉法第90条第1項	-
121	労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	•社会福祉法第90条第1項	-

■施設監査 B:幼保連携型認定こども園 【事前提出書類】

No.	事前提出書類名	提出済チェック欄 ※添付にて資料を 提出したら「●」	備考 ※提出しない場合はその理由を記入
1	給食献立表		
2	園則		
3	要覧、入園のしおり		
4	園日誌		
5	建物の平面図(各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの)		
6	職員名簿(在籍中の職員)		
7	職員名簿(異動職員等)		
8	勤務シフト表(各勤務区分の時間帯を明記したもの)		

2025年9月時点Draft

■施設監査 B:幼保連携型認定こども園 【事前提出情報】

曹	専用設備		からの図面の変	更有・	Ħ.	
	設備名	乳児室	ほふく室	保育室又は遊戯室	園舎	園庭
	面積	m [*]	m	m [*]	m	m

※幼保連携型認定こども園の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。

	園児の数と担当する職員の数 ※監査実施前月の1日時点から直近12か月分												
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	0 歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
園児数	2歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
國元奴	3歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満1歳未満の園児を 担当する職員の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	満1歳以上満3歳に満たない 幼児を担当する職員の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満3歳以上満4歳に満たない 幼児を担当する職員の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満4歳以上の幼児を 担当する職員の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

■施設監査 B:幼保連携型認定こども園 【根拠法令等一覧】

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)	子ども・子育て支援法
2	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	児童福祉法
3	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)	学校保健安全法
4	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	社会福祉法
5	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	労働安全衛生法(昭和四47年法律第57号)	労働安全衛生法
6	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)	認定こども園法
7	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	食品衛生法
8	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第2号)	認定こども園法施行規則
9	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第1号)	設備運営基準
10	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	保育所設備運営基準
11	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年厚生労働省告示第1号)	教育·保育要領
12	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)	学校保健安全法施行規則
13	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)	食品衛生法施行規則
14	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)	食品衛生法施行令
15	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成 26年雇児発1128第2号通知)	雇児発1128第2号通知
16	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年児企第16号)	児企第16号通知
17	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について(平成13年雇児総発第36号通知)	雇児総発第36号通知
18	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について(平成8年社援施第97号通知)	社援施第97号通知
19	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉施設における衛生管理について(平成9年社援施第65号通知)	社援施第65号通知
20	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(令和2年子発0331第1号通知)	子発0331第1号通知
21	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて(令和2年薬生食監発 0805第3号)	薬生食監発0805第3号通知
22	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理等について(平成16年雇児発第0120001号通知)	雇児発第0120001号通知
23	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について(平成8年社援施第97号通知)	社援施第97号通知
24	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年こども家庭庁)	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
25	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(平成15年社援基発第1212001号)	社援基発第1212001号通知
26	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について(令和 6 年こども家庭庁)	プール活動・水遊びの事故防止 及び熱中症事故の防止について
27	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年社援第 1352号通知)	社援第1352号通知
28	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年児企第16号)	衛生管理の改善充実及び食中 毒発生の予防について
29	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	教育・保育施設等における睡眠時の安全管理の徹底について(令和6年こども家庭庁)	睡眠時の安全管理の徹底につい て

■施設監査 B:幼保連携型認定こども園 【根拠条文一覧別紙】No.5

2025年9月時点Draft

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。)の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

■施設監査 B: 幼保連携型認定こども園 【根拠条文一覧別紙】No.16

②自己点検・自己提出書類・事前提出情報部分

園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

次の式の工協に関いる。加及のに応じてです。日本にためる国際							
学級数	面積(平方メートル)						
1学級	180						
2学級以上	320+100×(学級数−2)						

二 満3歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

■施設監査 B:幼保連携型認定こども園 【根拠条文一覧別紙】No.17

②自己点検・自己提出書類・事前提出情報部分

園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
- イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

1 3 (12) = [[13 - 2] 3 (0] 3 (0)							
学級数	面積(平方メートル)						
2学級	330+30×(学級数−1)						
3学級以上	400+80×(学級数-3)						

- □ 3.3平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 二 3.3平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

■施設監査 B:幼保連携型認定こども園 【根拠条文一覧別紙】No.62,63

階	区分	施設又は設備						
二階								
		2 屋外階段						
	避難用 1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一							
		限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を						
		満たすものとする。)						
		2 待避上有効なバルコニー						
		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備						
		4 屋外階段						
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段						
		2 屋外階段						
		1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一						
	避難用	項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は						
		付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。)						
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備						
		3 屋外階段						
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段						
		2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段						
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。)						
		12 2 00 Metro of Second and the second of th						
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路						
		3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段						

■施設監査 B:幼保連携型認定こども園 【経過措置一覧】

番号	参照元区分	参考元資料	経過措置	経過措置適用の要件
1		幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について(令和6年3月13日こ成保14 1号)	改正基準等による改正後の基準等のつち、満3歳児及び満4歳以上児の職員配直基準に ついて定める規定に限り、当該規定を都道府県等の条例で定める基準とみなす。	【附則第2項関係】 条例制定主体である都道府県等において、改正基準等による改正後の基準等に従って職員等の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。 【附則第3項関係】 附則第2項が適用される場合(教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき)を除き、改正基準等の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正基準等による改正後の基準等に従い都道府県等が定める条例が制定施行されるまでの間。
2	府政令	認定こども園法施行規則附則第5条	施行日から起算して5年間は、新認定ごども園法第15条第1項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(第3項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。 2 施行日から起算して5年間は、新認定ごども園法第15条第4項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。 3 施行日から起算して5年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第7項に規定する旧免許状所持者であっ	
			て、同条第2項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第3項に規定する修了確認 期限を経過し、その後に同項第3号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの (登録を受けている者に限る。)については、同条第7項の規定は、適用しない。	

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
1	人権擁護のために必要な体制を整備している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第5条第1項	-
2	子どもの意見や思いを表明する機会や受け止 める仕組みがあるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第5条第1項	-
3	研修や会議などで人権について考える機会を 持っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第5条第1項	-
4	著しく人格を傷つける言動はないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第5条第1項	-
5	地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、保育所の運営の内容を適切に説明するよう努めているか。また、行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	・①設備運営基準第5条第2項 ・②児童福祉法第48条の4第1項	_
6	家庭的保育事業等として、自らその行う業務の評価(自己評価)を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第5条第3項	-
7	評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を 図っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第5条第3項	-
8	定期的に外部の者による評価を受けて、その 結果を公表しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第5条第4項	-
9	外部の者による評価結果を受けて、常に改善 を図るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第5条第4項	-
10	児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等 入所している者の保健衛生に十分な考慮を 払っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	居宅訪問 型保育事 業を除く、 家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第5条第6項	•保育所保育指針第3章3
11	児童福祉施設の構造設備は、入所している 者に対する危害防止に十分な考慮を払ってい るか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	居宅訪問 型保育事 業を除く、 家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第5条第6項	・保育所保育指針第3章3、 4 (1) イ

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
12	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しているか。 ・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を実施する。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.3	居宅訪問 型保育事 業を除く、 家庭事業等	施設監査	•設備運営基準第6条第1項	
13	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しているか。 ・必要に応じて、代替保育を提供する。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.3	居宅訪問 型保育事 業を除く、 家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第6条第1項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
14	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しているか。 ・家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.3	居宅訪問 型保育事 業を除く、 家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第6条第1項	_
	の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供する。								
15	消火器等の消火用具が設置されているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	 ・設備運営基準第7条第1項 	-
16	非常口その他非常災害に必要な設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第7条第1項	-
17	消防用設備について、定期に、点検(自主 点検を含む)及び消防署への報告を行ってい るか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	家庭的保育事業等	施設監査	・消防法第17条の3の3	・消防法施行規則第31条の6 第1項・第3項 ・消防庁告示第9号 ・消防法施行令第6条
18	非常災害に対する具体的計画を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第7条第1項	-
19	毎月避難及び消火訓練を実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第7条第2項	-
20	子どもの心身の状態等を踏まえつつ、安全計画を策定し、施設内外の安全点検に努め、 安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	・設備運営基準第7条の2第1項	-
21	職員に対し、安全計画について周知しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第7条の2第2項	-
22	職員に対し、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第7条の2第2項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
23	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内 容等について周知しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第7条の2第3項	-
24	定期的に安全計画の見直しを行っており、必要に応じて変更を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第7条の2第4項	-
25	乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等により、利用乳幼児の所在を確認しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	・設備運営基準第7条の3第1項	-
26	乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の装置(国が示す安全装置リストに掲載されているもの)を備え、乳幼児の所在の確認を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第7条の3第2項	-
27	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と 倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある 者であって、できる限り児童福祉事業の理論 及び実際について訓練を受けた者であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第8条	-
28	職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	ı	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第9条第1項	-
29	職員に対し、その資質の向上のための研修の 機会を確保しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監 查·確認 指導監查	•設備運営基準第9条第2項	-
30	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用 負担によって、差別的な扱いをしていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第11条	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
	利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の 10各号に掲げる行為(虐待)その他当該 児童の心身に有害な影響を与える行為をして いないか。 <児童福祉法第33条の10>								
31	1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監 査·確認 指導監査	•設備運営基準第12条	-
32	こどもの状態を観察し、虐待の発見に努めるとともに、要保護児童を発見した場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通報し、関係機関と連携した上で適切な対応をしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・児童福祉法第25条	・保育所保育指針第3章 1(1)、第4章2(3) ・こ成保第123号通知
33	食器等又は飲用水について衛生的な管理がさ	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	·設備運営基準第14条第1項	-
34	保育室、便所等が不衛生でないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第14条第1項	-
35	遊具、寝具等が不衛生でないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第14条第1項	-
36	利用乳幼児の人数を確認する体制を確保しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・事故防止及び事故発生時の対応のた めのガイドライン1 (1)①	-

	改監員 しこ 家庭的休月争未守 【日亡鳥		±±±-y	評価区分		評価対象と			
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースによ	経過措置	おる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通知等
37	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び まん延防止等の研修や訓練を定期的に実施 しているか。	適 / 否 / 対象外		り変更の可能性有 助言指摘事項	-	居宅訪問 型保育事 業を除く、 家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第14条第2項	-
38	必要な医薬品を常備し適正な管理を行って いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	居宅訪問 型保育事 業を除く、 家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第14条第3項	-
39	居宅訪問型保育事業者の保育に従事する 職員の清潔の保持及び健康状態について、 必要な管理を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	居宅訪問型保育事業	施設監査	・設備運営基準第14条第4項	-
40	居宅訪問型保育事業所の設備及び備品に ついて、衛生的な管理に努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	居宅訪問 型保育事 業	施設監査	・設備運営基準第14条第5項	-
41	利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	・経過措 置No. 1 ・経過措 置No. 2	居宅訪問 型保育事 業を除く、 家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第15条第1項	-
42	児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No. 1 •経過措 置No. 2	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第15条第2項	-
43	食事は、食品の種類及び調理方法について 栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び 嗜好を考慮したものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	•経過措 置No. 1 •経過措 置No.2	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第15条第3項	-
44	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	・経過措 置No. 1 ・経過措 置No.2	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第15条第4項	・子母発0331第1号通知 ・雇児発1024第1号通知別 紙1の2(2)第2(3)、(4)
45	食事の提供を含む食育の計画を作成し、保 育の計画に位置付けているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	・経過措 置No. 1 ・経過措 置No.2	家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第15条第5項	・食事の提供ガイドライン・子母発0331第1号通知・雇児発1024第1号通知別 紙1の2(2)第2(3)、(4)

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
46	入所時に学校保健安全法に規定する健康 診断に準じて健康診断を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第17条第1項	·保育所保育指針第3章1(2) イ ·学校保健安全法 ·学校保健安全法施行規則 第5条、第6条
47	学校保健安全法に規定する健康診断に準じて定期健康診断を年2回以上実施しているか。必要に応じて臨時の健康診断を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・設備運営基準第17条第1項	·保育所保育指針第3章1(2) イ ·学校保健安全法 ·学校保健安全法施行規則 第5条、第6条
48	健康診断の記録及び適切な保管をしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第17条第1項	·保育所保育指針第3章1(2) イ ·学校保健安全法 ·学校保健安全法施行規則 第5条、第6条
49	児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第17条第2項	
50	入所している者の食事を調理する者につき、 検便を実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	家庭的保 育事業等	施設監査	・社会福祉施設等における衛生管理の 徹底について(平成15年社援基発第 1212001号)Ⅲ1(7)	·設備運営基準第12条第4 項
51	職員の雇入時健康診断を適切に実施してい るか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	家庭的保 育事業等	施設監査	•労働安全衛生法第66条第1項	-
52	職員の定期健康診断を適切に実施している か。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·労働安全衛生法第 6 6 条第 1 項	-
53	職員の健康診断の記録をしているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・労働安全衛生法第66条第1項	-
54	運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第18条	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
55	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の 状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	•設備運営基準第19条	・雇児発第488号通知5(3)ア ・児発第295号通知 第1- 3(3)②イ、エ
	職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第20条第1項	-
57	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第20条第2項	-
58	利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に 迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け 付けるための窓口を設置する等の必要な措置 を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監 查·確認 指導監査	•設備運営基準第21条第1項	・社援第1352号通知
59	実施している保育に関し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監 查·確認 指導監査	・設備運営基準第21条第2項	-
60	調理設備等の衛生管理を実施しているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	幼保連携 型認定こど も園	施設監査	・食品衛生法第51条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、 第66条の3、別表第17、別表第18 ・食品衛生法施行令第34条の2	・衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について
61	保健計画を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・保育所保育指針第3章1(2)ア	-
62	3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・保育所保育指針第1章3(2)イ (ア)、(イ)、(ウ)	-
63	児童の人数を確認する体制を確保している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1(1)①	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
64	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関(児童相談所・福祉事務所等)との連絡調整が図られているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	・保育所保育指針第4章3(2)ア	-
65	全体的な計画が作成されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・保育所保育指針第1章3(2)ア	-
66	全体的な計画に基づく長期的な指導計画、短期的な指導計画が作成されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	・保育所保育指針第1章3(2)ア	-
67	保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを 行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·保育所保育指針第1章3(3)エ	・保育所保育指針第1章3 (5)イ
68	児童保育要録が作成されているか。また、児 童の就学に際し、小学校への送付が行われて いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・保育所保育指針第2章4(2)ウ	-
69	乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	・睡眠中の安全確保の徹底について別紙①ア	·保育所保育指針第2章 1(3)、第3章1(3)、第3章 3(2)
70	プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者と プール指導等を行う者を分けて配置し、その 役割分担を明確にしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	・プール活動・水遊びの事故防止及び 熱中症事故の防止について1	・保育所保育指針第3章3 (2)イ
71	児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	・事故防止及び 事故発生時の対応のためのガイドライン 1 (1) ①ウ	・保育所保育指針第3章3 (2)イ
72	窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に実施しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・事故防止及び 事故発生時の対応のためのガイドライン 1 (1) ①エ	・保育所保育指針第3章3 (2)イ
73	食物アレルギーのあるこどもについては生活管 理指導表等に基づいて対応しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・保育所保育指針第3章1(3)ウ	・保育所におけるアレルギー対 応ガイドライン

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
74	日々提供される食事について、献立、調理 (離乳食等)、食事の環境などについての配慮 がされているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·子発0331第1号通知1(4)	-
75	通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、 適正に支払われているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	家庭的保育事業等	施設監査	•労働基準法第15条	·労働基準法第24条、第37 条、第89条
76	労働基準法第 24 条・第 36 条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	家庭的保育事業等	施設監査	・労働基準法第89条	·労働基準法第24条、第36 条
77	職員の計画的な採用に努めているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·社会福祉法第90条第1項	-
78	労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び 離職防止に努めているか。	適 / 否 / 対象外		参考項目	-	家庭的保 育事業等	施設監査	•社会福祉法第90条第2項	-
79	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、幼児 に対する食事の提供の責任が当該保育所に あり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務 上必要な注意を果たし得るような体制及び調 理業務の受託者との契約内容が確保されて いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	·設備運営基準第16条第1項第1号	-
80	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、保育 所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養 士又は管理栄養士により、献立等について栄 養の観点からの指導が受けられる体制にある 等、栄養士による必要な配慮が行われている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	·設備運営基準第16条第1項第2号	-
81	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、調理 業務の受託者を、保育所における給食の趣 旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調 理業務を適切に遂行できる能力を有する者と しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	•設備運営基準第16条第1項第3号	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
82	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、幼児 の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応 じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等へ の配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の 食事の内容、回数及び時機に適切に応じる ことができるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	•設備運営基準第16条第1項第4号	・保育所保育指針第3章1(3) ウ、第3章2(2)ウ ・子発0331第1号通知1
83	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、食を 通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳 幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関 し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画 に基づき食事を提供するよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	•設備運営基準第16条第1項第5号	-
84	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入 (委託調理)」にて提供している場合、調理 業務の受託者(搬入施設)は設備運営基 準第16条第2項に定めるいずれかの施設で あるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業等	施設監査	・設備運営基準第16条第2項	-
85	家庭的保育事業を行う場所は、乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業	施設監査	・設備運営基準第22条	-
86	乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は、 9・9平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、9・9平方メートルに3人を 超える人数1人につき3・3平方メートルを 加えた面積)以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業	施設監査	・設備運営基準第22条	-
87	家庭的保育事業を行う場所は、乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業	施設監査	・設備運営基準第22条	-
88	衛生的な調理設備及び便所を設けている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.1 ·経過措 置No.2	家庭的保 育事業	施設監査	•設備運営基準第22条	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
89	同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯 等に適した広さの庭があるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	家庭的保育事業	施設監査	・設備運営基準第22条	-
90	庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、 3・3平方メートル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業	施設監査	・設備運営基準第22条	-
91	火災報知器及び消火器を設置するとともに、 消火訓練及び避難訓練を定期的に実施して いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業	施設監査	・設備運営基準第22条	-
92	家庭的保育事業を行う場所に、嘱託医を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	家庭的保育事業	施設監査	・設備運営基準第23条第1項	-
93	家庭的保育事業を行う場所に、調理員を置いているか。(ただし、調理業務の全部を委託する場合は、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。)	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No. 1 ·経過措 置No.2	家庭的保育事業	施設監査	•設備運営基準第23条第1項	-
94	家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認めるものであるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業	施設監査	・設備運営基準第23条第2項	-
95	家庭的保育者は、保育を行っている乳幼児 の保育に専念できるものであるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保育事業	施設監査	・設備運営基準第23条第2項	-
96	家庭的保育者は、登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者、 及び乳幼児虐待又は被措置乳幼児等虐待を行つた者その他乳幼児の福祉に関し著しく 不適当な行為をした者に該当しないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	家庭的保育事業	施設監査	•設備運営基準第23条第2項	-
97	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下となっているか。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業	施設監査	•設備運営基準第23条第3項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
98	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業	施設監査	•設備運営基準第24条	-
99	家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業	施設監査	・設備運営基準第25条	-
100	家庭的保育事業者は、常に入所している乳 幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内 容等につき、その保護者の理解及び協力を得 るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	家庭的保 育事業	施設監査	・設備運営基準第26条	-
101	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる 小規模保育事業所A型には、乳児室又はほ ふく室、調理設備及び便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No. 1	小規模保 育事業 A 型	施設監査	・設備運営基準第28条第1項第1号	-
102	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2 歳に満たない幼児1人につき3・3平方メートル 以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	・設備運営基準第28条第1項第2号	-
103	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具 を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	・設備運営基準第28条第1項第3号	-
104	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育 事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外 遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊 戯場に代わるべき場所を含む。)、調理設備 及び便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	・経過措 置No. 1	小規模保 育事業 A 型	施設監査	・設備運営基準第28条第1項第4号	-
105	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1・98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3・3平方メートル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	・設備運営基準第28条第1項第5号	-
106	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第6号	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
107	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号	-
	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号	-
109	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号	-
110	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号	-
111	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所A型の調理室以外の部分と小規模保育事業所A型の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号	-
112	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号	-
113	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
114	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号	-
115	嘱託医を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第29条第1項	-
116	調理員を置いているか。(搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。)	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No. 1	小規模保 育事業 A 型	施設監査	・設備運営基準第29条第1項	-
117	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人 以上の基準を満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過措 置No.8 ·経過措 置No.9	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第29条第2項第1号、 第3項	-
118	保育士の数は、満1歳以上満3歳に満たない 幼児 おおむね6人につき1人以上の基準を 満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過 置No.8 ·経過 TNo.9	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第29条第2項第2号、 第3項	-
119	保育士の数は、満3歳以上満4歳に満たない 児童 おおむね15人につき1人以上の基準を 満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過措 置No.8 ·経過措 置No.9	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第29条第2項第3号、 第3項	

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
120	保育士の数は、満4歳以上の児童おおむね 25人につき1人以上の基準を満たしている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過措 置No.8 ·経過措 置No.9	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第29条第2項第4号、 第3項	-
121	保育士の数は、区分に応じ定める数の合計 数に一を加えた数以上の数となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過措 置No.8 ·経過措 置No.9	小規模保 育事業 A 型	施設監査	•設備運営基準第29条第2項、第3項	-
122	保育時間は、一日につき8時間を原則とし、 乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状 況等を考慮して、小規模保育事業者(A 型)が定めるものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第24条(準用第30 条)	-
123	小規模保育事業 A 型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第25条(準用第30 条)	-
124	小規模保育事業者(A型)は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	小規模保 育事業 A 型	施設監査	·設備運営基準第26条(準用第30 条)	-
125	小規模保育事業所 B 型には、嘱託医を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.4	小規模保 育事業 B 型	施設監査	•設備運営基準第31条第1項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通知等
126	小規模保育事業所 B 型には、調理員を置いているか。(ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあっては、調理員を置かないことができる。)	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	・経過措 置No. 1 ・経過措 置No.4	小規模保 育事業 B 型	施設監査	·設備運営基準第31条第1項	
127	保育従事者の数は、乳児おおむね3人につき 1人以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.4	小規模保 育事業 B 型	施設監査	・設備運営基準第31条第2項、第3項	-
	保育従事者の数は、満1歳以上満3歳に満 たない幼児おおむね6人につき1人以上となっ ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.4	小規模保 育事業 B 型	施設監査	・設備運営基準第31条第2項、第3項	-
	保育従事者の数は、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね15人につき1人以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.4	小規模保 育事業 B 型	施設監査	・設備運営基準第31条第2項、第3項	-
130	保育従事者の数は、満4歳以上の児童おお むね25人につき1人以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.4	小規模保 育事業 B 型	施設監査	・設備運営基準第31条第2項、第3項	-
	保育従事者の数は、乳幼児の区分に応じ、 定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そ のうち半数以上は保育士となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.4	小規模保 育事業 B 型	施設監査	・設備運営基準第31条第2項、第3項	-
132	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者(B型)が定めるものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 B 型	施設監査	·設備運営基準第24条(準用第32 条)	-
133	小規模保育事業 B 型の特性に留意して、保 育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育 を提供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	小規模保 育事業 B 型	施設監査	·設備運営基準第25条(準用第32 条)	-
134	小規模保育事業者(B型)は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	小規模保 育事業 B 型	施設監査	・設備運営基準第26条(準用第32 条)	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
135	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる 小規模保育事業所B型には、乳児室又はほ ふく室、調理設備及び便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	小規模保 育事業B型		·設備運営基準第28条第1項第1号 (準用第32条)	_
136	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満 二歳に満たない幼児1人につき3・3平方メー トル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 B 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第2号 (準用第32条)	-
137	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具 を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第3号 (準用第32条)	-
138	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所B型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理設備及び便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項		小規模保 育事業B型		·設備運営基準第28条第1項第4号 (準用第32条)	-
139	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1・98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3・3平方メートル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 B 型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第5号 (準用第32条)	-
140	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第6号 (準用第32条)	-
141	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐 火建築物又は準耐火建築物であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型		·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用第32条)	-
142	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型		·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用第32条)	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
143	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用第32条)	-
144	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型		·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用第32条)	-
145	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所B型の調理室以外の部分と小規模保育事業所B型の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用第32条)	-
146	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所B型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用第32条)	-
147	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報 器具又は非常警報設備及び消防機関へ火 災を通報する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用第32条)	-
148	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所B型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業B型	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用第32条)	-
149	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる 小規模保育事業所 C 型には、小規模保育 事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理 設備及び便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No. 1	小規模保 育事業 C 型	施設監査	·設備運営基準第33条第1号	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
150	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2 歳に満たない幼児一人につき3・3平方メート ル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 C 型	施設監査	・設備運営基準第33条第2号	-
151	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具 を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 C 型	施設監査	•設備運営基準第33条第3号	-
152	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育 事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外 遊戯場、調理設備及び便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.1	小規模保 育事業 C 型	施設監査	・設備運営基準第33条第4号	-
153	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児一人につき3・3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児一人につき3・3平方メートル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No. 1	小規模保 育事業 C 型	施設監査	・設備運営基準第33条第5号	-
154	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No. 1	小規模保 育事業 C 型	施設監査	・設備運営基準第33条第6号	-
155	保育室等を2階以上に設ける建物は、「設備 運営基準」第28条第7号に掲げる要件に該 当するものであるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.1	小規模保 育事業 C 型	施設監査	・設備運営基準第33条第7号	-
156	嘱託医を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 C 型	施設監査	・設備運営基準第34条第1項	-
	調理員を置いているか。(搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。)	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.1	小規模保 育事業 C 型	施設監査	・設備運営基準第34条第1項	-
158	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下となっているか。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 C 型	施設監査	•設備運営基準第34条第2項	-

番号	は無負 C: 家庭的休月事業等 1日 C 点 自己点検項目	回答欄	備考	評価区分 ※参考であり、ケースによ	終過措置	評価対象と	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
田勺	日し無採圾口	二日118	※「対象外」選択の場合はその理由を記入	り変更の可能性有	小王/201日1日	なる施設	內然血且	TENTIAL TO THE	
159	法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.5	小規模保 育事業 C 型	施設監査	・設備運営基準第35条	-
160	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者(C型)が定めるものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 C 型	施設監査	·設備運営基準第24条(準用第36条)	-
161	小規模保育事業 C 型の特性に留意して、保 育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育 を提供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 C 型	施設監査	·設備運営基準第25条(準用第36 条)	-
162	小規模保育事業者(C型)は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模保 育事業 C 型	施設監査	·設備運営基準第26条(準用第36条)	-
163	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う 事業所には、事業の運営を行うために必要な 広さを有する専用の区画を設けるほか、保育 の実施に必要な設備及び備品等を備えてい るか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	居宅訪問型保育事業	施設監査	・設備運営基準第38条	-
164	家庭的保育者1人が保育することができる乳 幼児の数は1人となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	居宅訪問型保育事業	施設監査	•設備運営基準第39条	-
165	乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する居宅訪問型保育連携施設を適切に確保しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	居宅訪問型保育事業	施設監査	•設備運営基準第40条	-
166	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、居宅訪問型保育事業者が定めるものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	居宅訪問型保育事業	施設監査	·設備運営基準第24条(準用第41 条)	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
167	居宅訪問型保育事業の特性に留意して、保 育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育 を提供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	居宅訪問型保育事業	施設監査	·設備運営基準第25条(準用第41 条)	-
168	居宅訪問型保育事業者は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	居宅訪問型保育事業	施設監査	·設備運営基準第26条(準用第41 条)	-
169	事業所内保育事業者は、利用定員の区分に応じ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第42条	-
170	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる 保育所型事業所内保育事業所には、乳児 室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を 設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No. 1	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第43条第1項第1号	-
171	乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1・65平方メートル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第43条第1項第2号	-
	ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3・3平方メートル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第43条第1項第3号	-
173	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具 を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第43条第1項第4号	-
174	満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	・経過措 置No. 1	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第43条第1項第5号	-

	改益且 しこ 家庭的休月争未守 【日じ点		備考	評価区分		評価対象と			
番号	自己点検項目	回答欄	※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置 	なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
175	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の 幼児1人につき1・98平方メートル以上、屋外 遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3・3 平方メートル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第43条第1項第6号	-
176	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第43条第1項第7号	-
177	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第43条第1項第8号	-
178	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第43条第1項第8号	-
179	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第43条第1項第8号	-
180	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第43条第1項第8号	-
181	保育室等を3階に設ける建物は、保育所型事業所内保育事業所の調理室以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第43条第1項第8号	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
182	保育室等を3階に設ける建物は、保育所型 事業所内保育事業所の壁及び天井の室内 に面する部分の仕上げを不燃材料でしている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第43条第1項第8号	-
183	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第43条第1項第8号	-
184	保育室等を3階に設ける建物は、保育所型 事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建 具等で可燃性のものについて防炎処理が施さ れているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第43条第1項第8号	-
185	保育所型事業所内保育事業所には、嘱託医を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第44条第1項	-
186	保育所型事業所内保育事業所には、調理員を置いているか。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.1	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第44条第1項	-
187	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人 以上の基準を満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過措 置No.8 ·経過措 置No.9	保育所型 事業所内 保育事業		•設備運営基準第44条第2項、第3項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考	評価区分 ※参考であり、ケースによ	経過措置	評価対象と	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
田·フ	日心無状癸日	山白 1家	※「対象外」選択の場合はその理由を記入	り変更の可能性有	作及月日	なる施設	八八八四日	다 (A) (A) (A)	风连丛 17 日水 遮刈寺
188	保育士の数は、満1歳以上満3歳に満たない 幼児おおむね6人につき1人以上の基準を満 たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過措 置No.8 ·経過措 置No.9	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第44条第2項、第3項	-
189	保育士の数は、満3歳以上満4歳に満たない 児童 おおむね15人につき1人以上の基準を 満たしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過間 置No.8 ·経過間	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第44条第2項、第3項	
190	保育士の数は、満4歳以上の児童 おおむね 25人につき1人以上の基準を満たしている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過措 置No.8 ·経過措 置No.9	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第44条第2項、第3項	-
191	保育士の数は、区分に応じ定める数の合計 数に1を加えた数以上となっているか。ただし、 保育所型事業所内保育事業所1につき2人 を下回ることはできない。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.6 ·経過措 置No.7 ·経過措 置No.8 ·経過措 置No.9	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第44条第2項、第3項	-
192	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所型事業所内保育事業者が定めるものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第24条(準用第46 条)	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
193	保育所型事業所内保育事業の特性に留意 して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じ た保育を提供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第25条(準用第46 条)	-
194	保育所型事業所内保育事業者は、常に入 所している乳幼児の保護者と密接な連絡をと り、保育の内容等につき、その保護者の理解 及び協力を得るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	保育所型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第26条(準用第46 条)	-
195	小規模型事業所内保育事業所には、嘱託医を置いているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.4	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第47条第1項	-
196	小規模型事業所内保育事業所には、調理 員を置いているか。ただし、調理業務の全部を 委託する小規模型事業所内保育事業所又 は搬入施設から食事を搬入する小規模型事 業所内保育事業所にあっては、調理員を置 かないことができる。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.1 ·経過措 置No.4	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第47条第1項	-
197	保育従事者の数は、乳児おおむね3人につき 1人以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.4	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第47条第2項、第3項	-
198	保育従事者の数は、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.4	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第47条第2項、第3項	-
199	保育従事者の数は、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね15人につき1人以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.4	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	・設備運営基準第47条第2項、第3項	-
200	保育従事者の数は、区分に応じ、定める数の合計数に1を加えた数以上であり、そのうち半数以上は保育士となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	•経過措 置No.4	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	•設備運営基準第47条第2項、第3項	-

番号	は益且 C: 家庭的休月事業等 1日 C 点 自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ	経過措置	評価対象となる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
201	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模型事業所内保育事業者が定めるものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		り変更の可能性有 文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第24条(準用第48 条)	-
202	小規模型事業所内保育事業の特性に留意 して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じ た保育を提供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第25条(準用第48 条)	-
203	小規模型事業所内保育事業者は、常に入 所している乳幼児の保護者と密接な連絡をと り、保育の内容等につき、その保護者の理解 及び協力を得るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第26条(準用第48 条)	-
204	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる 小規模型事業所内保育事業には、乳児室 又はほふく室、調理設備及び便所を設けてい るか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No. 1	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第1号 (準用48条)	-
205	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2 歳に満たない幼児1人につき3・3平方メートル 以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第2号 (準用48条)	-
206	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具 を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第3号 (準用48条)	-
207	満2歳以上の幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理設備及び便所を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	·経過措 置No.1	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第4号 (準用48条)	-
208	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1・98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3・3平方メートル以上であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第5号 (準用48条)	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースによ り変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
209	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第6号 (準用48条)	-
210	保育室等を二階及び三階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用48条)	-
211	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用48条)	-
212	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用48条)	-
213	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用48条)	-
214	保育室等を3階に設ける建物は、小規模型事業所内保育事業の調理室以外の部分と小規模保育事業所A型の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用48条)	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
215	保育室等を3階に設ける建物は、小規模型 事業所内保育事業の壁及び天井の室内に 面する部分の仕上げを不燃材料でしている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用48条)	-
216	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用48条)	-
217	保育室等を3階に設ける建物は、小規模型 事業所内保育事業のカーテン、敷物、建具 等で可燃性のものについて防炎処理が施され ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	小規模型 事業所内 保育事業	施設監査	·設備運営基準第28条第1項第7号 (準用48条)	-
218	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適 切に行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・こ成事第175号通知別紙1-2 (2) 第2-1(1)	-
219	給付費等の請求金額が適正に行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・こ成事第175号通知別紙1-2 (2) 第2-1(2)ア	-
220	事業費と事務費の流用が適正に行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・こ成事第175号通知別紙1-2 (2) 第2-1(2)イ	-
221	利用者負担金(職員給食費等 = 共通事項)・(延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料 = 保育所)が適正な額となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・こ成事第175号通知別紙 1 – 2 (2)第 2 – 1 (2)ウ	-
222	他の会計間の貸借が適正に行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・こ成事第175号通知別紙1-2 (2)第2-1(2)エ	-
223	現金、預金等の保管が適正に行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・こ成事第175号通知別紙 1 - 2 (2)第 2 - 1 (2)オ	-
224	内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	家庭的保 育事業等	施設監査	・こ成事第175号通知別紙1 – 2 (2)第2 – 1 (2)カ	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
225	特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準(平成26年内閣府 令第39号)第33条を踏まえ、収支計算書又 は損益計算書において、家庭的保育事業等 を経営する事業に係る区分を設けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	社会福祉 法人等以 外の者	施設監査	・雇児発1212第6号通知第1の3 (4)イ	-
226	企業会計の基準による会計処理を行っている者は、定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	社会福祉 法人等以 外の者	施設監査	・雇児発1212第6号通知第1の3 (4)ウ	-
227	毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市町村長に対して提出しているか。 (ア) 前会計年度未における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市町村が必要と認める書類(イ)企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項		社会福祉 法人等以 外の者	施設監査	・雇児発1212第6号通知第1の3 (4)エ	

■施設監査 C:家庭的保育事業等【事前提出書類】

	i宜 し:	18111	
No.	事前提出書類名	提出済チェック欄 ※添付にて資料を 提出したら「●」	備考 ※提出しない場合はその理由を記入
1	建物の平面図(各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの)		
2	職員名簿(在籍中の職員)		
3	職員名簿(異動職員等)		
4	勤務シフト表(各勤務区分の時間帯を明記したもの)		
5	給食献立表		
6	運営規程		
7	全体的な計画		
8	長期的な指導計画		
9	短期的な指導計画		
10	要覧・入園のしおり		
11	※社会福祉法人等以外の者の場合		
11	収支計算書又は損益計算書		
12	※社会福祉法人等以外の者の場合 企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)		
13	※社会福祉法人等以外の者の場合借入金明細書		
14	※社会福祉法人等以外の者の場合 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書		
15	※ 社会福祉法人等以外の者の場合 貸借対照表		
16	※以下のうち、該当する会計書類 <社会福祉法人会計基準により会計処理を行っている場合> ・「資金収支計算書等の計算書類」、「事業区分資金収支内訳表」、「拠点区分資金収支計算書」、「拠点区分資金収支明細書」、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、「貸借対照表」、「預金残高証明書」等 <学校法人会計基準により会計処理を行っている場合> ・「資金収支計算書等の計算書類」、「資金収支内訳表」、「収支予算書」、「預金残高証明書」等 <企業会計により会計処理を行っている場合> ・「損益計算書」、「貸借対照表」、「資金収支計算書等の計算書類」、「収支予算書」、「預金残		
	高証明書」等 〈その他の会計基準により会計処理を行っている場合〉 ・「資金収支計算書等の計算書類」、「預金残高証明書等」上記に相当する「財務諸表」等		

2025年9月時点Draft

・家庭的保育事業の場合

	専用設備	昨年度監査時からの図面の変更	有	•	無
	設備名	乳幼児の保育を行う専用の部屋			庭
	面積	m²			m ^²

			乳幼	児の数と担当す	「る職員の数	※監査実施前月	月の1日時点が	ら直近12か月	分				
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	0 歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
乳幼児数	2歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5歳児の数	人	人	人	人	人	人	Д	人	人	人	人	人
家庭的保育者 数	乳幼児を担当する職員の数	人	人	人	人	人	人	Д	人	人	人	人	人

2025年9月時点Draft

・居宅訪問型保育事業の場合

	乳児の数と担当する職員の数 ※監査実施前月の1日時点から直近12か月分												
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
乳児数	乳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	乳児を担当する家庭的保育者の 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

2025年9月時点Draft

・小規模型事業所内保育事業の場合

専用設備	昨年度監査時からの図面の変更	有・無				
設備名	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室				
面積	m²	m ^²				

			乳幼	児の数と担当する	5職員の数 🤅	※監査実施前月	月の1日時点か	ら直近12か月	l分				
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	0 歳児の数	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
乳幼児数	2歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
子しムリノし女X	3 歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5 歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	乳児を担当する保育従事者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
保育従事者数	満1歳以上満3歳に満たない幼 児を担当する職員の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満3歳以上満4歳に満たない児 童を担当する保育従事者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

2025年9月時点Draft

・小規模保育事業A型の場合

専用設備	昨年度監査時からの図面の変更	有・無
設備名	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室
面積	m [*]	m³

			乳幼り	見の数と担当す	「る職員の数	※監査実施前月	月の1日時点か	いら直近12か月か)				
	_	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	0歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
乳幼児数	2歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
孔幼元数	3歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	乳児を担当する保育士の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満1歳以上満3歳に満たない幼 児を担当する保育士の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
保育士数	満3歳以上満4歳に満たない幼 児を担当する保育士の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満4歳以上の児童を担当する保育士の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

2025年9月時点Draft

·小規模保育事業B型の場合

専用設備	昨年度監査時からの図面の変更	有・無
設備名	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室
面積	m [*]	m³

			乳幼り	見の数と担当す	「る職員の数	※監査実施前月	月の1日時点か	ら直近12か月か)				
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	0 歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1 歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
乳幼児数	2歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
子山外几人女父	3歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5 歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	乳児を担当する保育従事者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満1歳以上満3歳に満たない幼児 を担当する保育従事者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	満3歳以上満4歳に満たない児童 を担当する保育従事者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満4歳以上の児童を担当する保育 従事者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

2025年9月時点Draft

·小規模保育事業C型の場合

専用設備		昨年度監査時からの図面の変更	有・無	
設	備名	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室	屋外遊戯場
正	積	m²	m ^d	m ^²

	乳幼児の数と担当する職員の数 ※監査実施前月の1日時点から直近12か月分												
	月月月月月月月月月月月											月	
乳幼児数	乳児又は満2歳に満たない幼児の 数の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
子山外几分山安X	満2歳以上の幼児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
家庭的保育者 数	乳幼児を担当する家庭的保育者 の数	人	人	,	人	人	人	人	人	人	人	人	人

2025年9月時点Draft

・保育所型事業所内保育事業の場合

専用設備		昨年度監査時からの	図面の変更	有・	無
	設備名	乳児室	ほふく室		保育室又は遊戯室
	面積	m [*]			m ^²

			乳幼り	見の数と担当す	「る職員の数	※監査実施前月	月の1日時点か	いら直近12か月分)				
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	0歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
乳幼児数	2歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
孔初元数	3歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5歳児の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	乳児を担当する保育士の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	満1歳以上満3歳に満たない幼児 を担当する保育士の数	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
保育士数	満3歳以上満4歳に満たない児童 を担当する保育士の数	人	人	人	人	人	人	J	人	人	人	人	人
-	満4歳以上の児童を担当する保育士の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

■施設監査 C:家庭的保育事業等 【根拠法令等一覧】

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	施設監査	家庭的保育事業等	法律	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	児童福祉法
2	施設監査	家庭的保育事業等	法律	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)	学校保健安全法
3	施設監査	家庭的保育事業等	法律	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	食品衛生法
4	施設監査	家庭的保育事業等	府省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)	設備運営基準
5	施設監査	家庭的保育事業等	府省令	学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)	学校保健安全法施行規則
6	施設監査	家庭的保育事業等	府省令	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)	食品衛生法施行規則
7	施設監査	家庭的保育事業等	府省令	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)	食品衛生法施行令
8	施設監査	家庭的保育事業等	告示	保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)	保育所保育指針
9	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	家庭的保育事業等の認可等について(平成26年雇児発1212第6号)	雇児発1212第6号通知
10	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(令和2年子母発0331第1号)	子母発0331第1号通知
11	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	児童福祉行政指導監査の実施について(平成28年雇児発1024第1号通知)	雇児発1024第1号通知
12	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について (平成13年雇児発第488号通知)	雇児発第488号通知
13	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年厚生労働省)	食事の提供ガイドライン
14	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(令和2年子発0331第1号通知)	子発0331第1号通知
15	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(平成15年社援基発第1212001号)	社援基発第1212001号通知
16	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年こども家庭庁)	事故防止及び事故発生時の対応 のためのガイドライン
17	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年児企第16号)	衛生管理の改善充実及び食中毒 発生の予防について
18	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(周知)(令和5年こ成保第123号)	こ成保第123号通知
19	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年社援第 1352号通知)	社援第1352号通知
17	施設監査	保育所(家庭的保育事業等)	国通知等	児童福祉行政指導監査の実施について(令和7年こ成事第175号通知)	こ成事第175号通知

■施設監査 C:家庭的保育事業等 【根拠条文一覧別紙】No.108,110,142,144,178,180,211,213

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定
		する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一
		「
		室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を
		有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

■施設監査 C:家庭的保育事業等 【経過措置一覧】

番号	参照元区	参考元	経過措置
1	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)附則第2条第1項	(食事の提供の経過措置) この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二条第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十三条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十四条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)がびに第四十七条第一項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。
2	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)附則第2条第2項	(食事の提供の経過措置) 施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二条第四号(調理設備に係る部分に限る。)及び第二十三条第一項本文(調理員に 係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第一条第二項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家 庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
3	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)附則第3条	(連携施設に関する経過措置) 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市 町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
4	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)附則第4条	(小規模保育事業B型等に関する経過措置) 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項 及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。
5	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)附則第5条	(利用定員に関する経過措置) 小規模保育事業 C 型にあっては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。
6	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)附則第6条	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二 項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知 識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。
7	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)附則第7条	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 前条の事情に鑑み、当分の間、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十 七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。
8	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)附則第8条	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
9	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)附則第9条	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 前二条の規定を適用する時は、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二条の規定の 適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。)の三分の二以上、置かなければならない。

番号	総括得監宜 D: 特定教育・保育施設 【F 自己点検項目	回答欄	備考	評価区分 ※参考であり、ケースに	経過措置	評価対象となる	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
田勺	日じ紀秋項日	四百佩	※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースにより変更の可能性有	在四月巨	施設	刈豕盖且	似处心节	闵庄 仏节·白小·旭和守
1	全ての子どもが健やかに成長するために適切 な環境が等しく確保されることを目指すものと なっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第3条第1項	-
2	子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	特定教育·保育 施設	施設監 查·確認 指導監查	•運営基準第3条第2項	-
3	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を 行い、各保育等関係者との密接な連携に努 めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導監査	•運営基準第3条第3項	-
4	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、 責任者を設置する等必要な体制の整備を行 うとともに、その従業者に対し、研修を実施す る等の措置を講ずるよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導監査	•運営基準第3条第4項	-
5	利用定員が20人以上となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	認定こども園及び 保育所	確認指導 監査	•運営基準第4条第1項	-
6	各区分ごとの利用定員となっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第4条第2項	-
7	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第5条	-
8	正当な理由がないにも関わらず支給認定保 護者の利用の申込みを拒否していないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	·運営基準第6条1項	・子子法第33条第1項
9	特定保育所は、正当な理由がない限り市町 村から保育を行うことの委託を拒んでいない か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	私立保育所	確認指導 監査	•運営基準附則第2条2項	-
10	自ら適切な教育・保育の提供が困難な場合、適切な措置を速やかに講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第6条5項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
11	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第7条第1項	•子子法第42条第2項
12	2 号認定子ども又は 3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る、当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	認定ごども園又は 保育所	確認指導 監査	•運営基準第7条第2項	-
13	特定教育・保育の提供が求められた場合は、 必要に応じて、支給認定証により、受給資格 等を確認しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導監査	・運営基準第8条	-
14	教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導監查	・運営基準第9条1項	-
15	支給認定の変更の申請が遅くとも支給認定 保護者が受けている支給認定の有効期間の 満了の日の30日前には行われるよう必要な 援助を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第9条2項	-
16	特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第10条	-
17	特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	特定教育·保育 施設	施設監 查·確認 指導監查	•運営基準第11条	_

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
18	特定教育・保育を提供した際は、提供した 日、内容その他必要な事項を記録している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第12条	-
19	特定教育・保育を提供した際は、保護者から 当該特定教育・保育に係る利用者負担額の 支払を受けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	認定ごども園又は 幼稚園	確認指導 監査	・運営基準第13条1項	·子子法第27条第3項第2号 ·子子法第28条第2項第2 号·第3号
20	法定代理受領を受けないとき、支給認定保 護者から特定教育・保育費用基準額の支払 いを適切に受けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第13条2項	-
21	特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に必要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第13条3項	-
22	運営基準第13条第4項に定める便宜に要する費用について、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用の額以外の支払いを受けていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第13条4項	-
23	運営基準第13条第4項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を 当該費用の額を支払った保護者に対し、交付しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第13条5項	-
24	保護者に対し、運営基準第13条第3項及び 4項の金銭の支払いを求める場合には、あらか じめ、当該金銭の使途及び額並びに金銭の 支払いを求める理由について、書面によって明 らかにするとともに、保護者に対して説明を行 い文書による同意を得ているか。(ただし、第 4項の規定による金銭の支払に係る同意につ いては、文書によることを要しない。)	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導監査	•運営基準第13条6項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令·告示·通知等
25	法定代理受領により受けた施設型給付費の 額を、支給認定保護者に対し通知している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第14条1項	-
26	必要と認められる事項を記載した特定教育・ 保育提供証明書を支給認定保護者に対し 交付しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第14条2項	-
27	施設の区分に応じ、該当する要領・指針等に 基づき、心身の状況等に応じた適切な特定 教育・保育の提供を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第15条1項	-
28	特定教育・保育を提供するに当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	幼保連携型認定 こども園以外の認 定こども園	確認指導 監査	•運営基準第15条2項	-
29	特定教育・保育の質の自己評価を行い、改善を図っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第16条1項	•子子法第45条第5号
30	定期的に当該特定教育・保育施設を利用する保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第16条2項	•子子法第45条第5号
31	子どもの心身の状況、置かれている環境の的 確な把握に努め、保護者に対し、相談に適 切に応じ、助言その他援助を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第17条	-
32	体調の急変時その他必要な場合に速やかに 保護者又は医療機関への連絡を行う等の必 要な措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第18条	-
33	偽りその他不正な行為によって支給を受けた 又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付 して市町村に通知しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第19条	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
34	運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第20条	-
35	子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供 することができるよう、職員の勤務体制を定め ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第21条1項	-
36	特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供が行われているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第21条2項	-
37	職員の資質の向上のための研修の機会を確 保しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	施設監 查·確認 指導監査	•運営基準第21条3項	-
38	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第22条	-
39	特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第23条	-
40	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用 負担によって、差別的な扱いをしていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	施設監 查·確認 指導監查	•運営基準第24条	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
	教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(虐待)その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。								
41	<児童福祉法第33条の10> 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	施設監 查·確認 指導監査	•運営基準第25条	-
42	職員は、正当な理由なく業務上知り得た子ど も又は家族の秘密を漏らしていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	施設監 查·確認 指導監査	•運営基準第27条1項	-
43	職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	施設監 查·確認 指導監査	•運営基準第27条2項	-
44	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域 子ども・子育て支援事業を行う者その他の機 関に対して、子どもに関する情報を提供する 際には、文書により保護者からの同意を得て いるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第27条3項	-

	総指导監宜 D:特定教育・休育施設 \ 			== (== ()						
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	
45	保護者が、希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第28条1項	-	
46	施設についての広告内容が虚偽又は誇大と なっていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第28条2項	-	
47	施設を子どもや家族に紹介することの対償として、利用者支援事業者等に金品その他の財産上の利益の供与を行っていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第29条1項	-	
48	利用者支援事業者等へ子どもや家族を紹介 することの対償として、利用者支援事業者等 から金品その他の財産上の利益の収受を行っ ていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第29条2項	-	
49	児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口を設置する等の必要な措置を講じ ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	施設監 查·確認 指導監査	・運営基準第30条1項	・社援第1352号通知	
50	苦情について、その内容等を記録しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第30条2項	-	
51	実施している保育に関し、都道府県又は市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	施設監 查·確認 指導監査	•運営基準第30条4項	-	
52	市区町村からの求めがあった場合、都道府県 又は市町村の指導又は助言に従って行った 改善について、改善報告をしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導監査	・運営基準第30条5項	-	
53	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第31条	-	

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
54	事故の発生又はその再発を防止するための措 置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第32条1項	-
55	事故発生後、速やかに市区町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第32条2項	-
56	事故の状況及び処置について記録しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第32条3項	-
57	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第32条4項	-
58	特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第33条	-
59	設備に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導監査	•運営基準第34条1項	-
60	職員に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導監査	•運営基準第34条1項	-
61	会計に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	・運営基準第34条1項	-
62	特定教育・保育の提供に関する記録(特定教育・保育の提供に当たっての計画、特定教育・保育の提供の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録)を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第34条2項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
63	特定教育・保育の提供に関する記録(特定教育・保育の提供に当たっての計画、特定教育・保育の提供の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録)を、その完結の日から5年間保存しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導 監査	•運営基準第34条2項	-
64	公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、「留意事項通知」のとおりとなっているか。「公定価格確認事項: (D) (E) 確認指導監査(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業)」の「公定価格に関する監査評価事項・自己点検項目」をそれぞれ確認する。 ※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定教育·保育 施設	確認指導監査	_	-

■確認指導監査 D:特定教育·保育施設 [事前提出書類]

No.	事前提出書類名	備考(提出しない場合の理由等)
1	運営規程	
2	重要事項説明書	
3	要覧・入園のしおり	
4	特定教育・保育施設の事業に係る区分会計の収支計算書又は損益計算書	

■確認指導監査 D:特定教育·保育施設 [事前提出情報]

利用人数	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
利用八致	人	人	人	人	人	人

■確認指導監査 D:特定教育·保育施設 【根拠法令等一覧】

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	確認指導監査	特定教育·保育施設	法律	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)	子子法
2	確認指導監査	特定教育·保育施設	府省令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)	運営基準
3	確認指導監査	特定教育·保育施設	国通知等	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年局長連名通知)	府子本第390号通知
4	確認指導監査	特定教育·保育施設	国通知等	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和7年こ成保499)	留意事項通知
5	確認指導監査	特定教育·保育施設	国通知等	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和7年こ成保296)	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
6	確認指導監査	特定教育·保育施設	国通知等	子ども・子育て支援新制度における利用調整等について(平成26年厚生労働省)	利用調整通知
7	確認指導監査	特定教育·保育施設	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年社援第 1352号通知)	社援第1352号通知

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
1	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第3条第1項	-
2	子どもの意思及び人格を尊重して、常に子ど もの立場に立って特定教育・保育を提供する ように努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	·運営基準第3条第2項	-
3	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を 行い、各保育等関係者との密接な連携に努 めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	·運営基準第3条第3項	-
4	利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等の ため、責任者を設置する等必要な体制の整 備を行うとともに、その従業者に対し、研修を 実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	特定地域型保育事業	確認指導監查	•運営基準第3条第4項	-
5	特定地域型保育の提供が求められた場合 は、必要に応じて、支給認定証により、受給 資格等を確認しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	l	·運営基準第8条(準用)第50 条	-
6	教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	l	·運営基準第9条1項(準用)第 50条	-
7	支給認定の変更の申請が遅くとも支給認定 保護者が受けている支給認定の有効期間の 満了の日の30日前には行われるよう必要な 援助を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	I	·運営基準第9条2項(準用)第 50条	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
8	特定地域型保育の提供の終了に際しては、 小学校における教育又は他の特定教育・保 育施設等において継続的に提供される教育・ 保育との円滑な接続に資するよう、支給認定 子どもに係る情報の提供その他小学校、特定 教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援 事業を行う者その他の機関との密接な連携に 努めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第11条(準用)第50 条	-
9	特定地域型保育を提供した際は、提供した 日、内容その他必要な事項を記録している か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第12条(準用)第50 条	-
10	法定代理受領により受けた地域型保育給付 費の額を、支給認定保護者に対し通知してい るか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第14条1項(準用) 第50条	-
11	必要と認められる事項を記載した特定地域型 保育提供証明書を支給認定保護者に対し 交付しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	I	·運営基準第14条2項(準用) 第50条	-
12	子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第17条(準用)第50 条	-
13	体調の急変時その他必要な場合に速やかに 保護者又は医療機関への連絡を行う等の必 要な措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第18条(準用)第50 条	-
14	偽りその他不正な行為によって支給を受けた 又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付 して市町村に通知しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第19条(準用)第50 条	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考	評価区分 ※参考であり、ケースに	経過措置	評価対象となる	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
15	特定地域型保育事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用 者負担その他の利用申込者の特定地域型 保育事業所の選択に資すると認められる重要 事項を掲示するとともに、電気通信回線に接 続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧 に供しているか。	適 / 否 / 対象外	※「対象外」選択の場合はその理由を記入	より変更の可能性有	-	施設 特定地域型保育事業	確認指導監査	・運営基準第23条(準用)第50 条	-
16	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用 負担によって、差別的な扱いをしていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	施設監 查·確認 指導監査	·運営基準第24条(準用)第50 条	-
17	教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(虐待)その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 〈児童福祉法第33条の10〉 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	_	特定地域型保育事業	施設監 查·確認 指導監查	·運営基準第25条(準用)第50 条	-
18	職員は、正当な理由なく業務上知り得た子ど も又は家族の秘密を漏らしていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	施設監 查·確認 指導監查	·運営基準第27条1項(準用) 第50条	-

	秘拍导监且 C. 付足地以空休月争未 \			==/T.C. /\						
番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	
19	職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	施設監 査·確認 指導監査	·運営基準第27条2項(準用) 第50条	-	
20	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、文書により保護者からの同意を得ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育事業		·運営基準第27条3項(準用) 第50条	-	
21	施設についての広告内容が虚偽又は誇大と なっていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第28条2項(準用) 第50条	-	
22	施設を子どもや家族に紹介することの対償として、利用者支援事業者等に金品その他の財産上の利益の供与を行っていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第29条1項(準用) 第50条	-	
23	利用者支援事業者等へ子どもや家族を紹介 することの対償として、利用者支援事業者等 から金品その他の財産上の利益の収受を行っ ていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第29条2項(準用) 第50条	-	
24	児童又はその保護者等からの苦情に迅速か つ適切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口を設置する等の必要な措置を講じ ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	施設監 査·確認 指導監査	·運営基準第30条1項(準用) 第50条	•社援第1352号通知	
25	苦情について、その内容等を記録しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第30条2項(準用) 第50条	-	
26	実施している保育に関し、都道府県又は市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	施設監 查·確認 指導監査	·運営基準第30条4項(準用) 第50条	-	

番号	10.11 日本	回答欄	備考	評価区分	経過措置	評価対象となる	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
田与	日石紀侠項目	四合陳	※「対象外」選択の場合はその理由を記入	※参考であり、ケースに より変更の可能性有	形型打造	施設	刈象益且	似处丛节寺	闵连 本节·百水·旭和寺
27	市区町村からの求めがあった場合、都道府県 又は市町村の指導又は助言に従って行った 改善について、改善報告をしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第30条5項(準用) 第50条	-
28	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第31条(準用)第50 条	-
29	事故の発生又はその再発を防止するための措 置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第32条1項(準用) 第50条	-
30	事故発生後、速やかに市区町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第32条2項(準用) 第50条	-
31	事故の状況及び処置について記録しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第32条3項(準用) 第50条	-
32	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生 した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第32条4項(準用) 第50条	-
33	特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業		·運営基準第33条(準用)第50 条	-
34	各事業ごとの利用定員の数は、以下のとおりとなっているか。 ・家庭的保育:1人以上5人以下・小規模A型・B型:6人以上19人以下・小規模C型:6人以上10人以下・居宅訪問型事業:1人	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	·運営基準第37条1項	-
35	小学校就学前子どもに係る利用定員を、満1 歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以 上の小学校就学前子どもに区分して定めてい るか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	·運営基準第37条2項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
36	特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、支払いを受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育事業	確認指導監査	•運営基準第38条第1項	-
37	正当な理由がないにも関わらず支給認定保 護者の利用の申込みを拒否していないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	・運営基準第39条1項	·子子法法33条第1項
38	特定地域型保育事業は、当該特定地域型 保育事業の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第40条第1項	-
39	満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第40条第2項	-
40	特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導監查	•運営基準第41条	-
41	特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、運営基準第42条第1項に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(連携施設)を適切に確保しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第42条第1項	·運営基準第42条第2項~第 10項

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
42	特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めているか。	適 / 否 / 対象外		助言指導事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導監査	•運営基準第42条第11項	-
43	特定地域型保育を提供した際は、保護者から特定地域型保育に係る利用者負担額の 支払を受けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第43条1項	·子子法第29条第3項第2 号 ·子子法第30条第1項第2 号第2 項第3号
44	法定代理受領を受けないときに、支給認定 保護者から、特定地域型保育に係る特定地 域型保育費用基準額の支払を受けている か。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第43条2項	-
45	特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に必要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導監査	・運営基準第43条3項	-
46	運営基準第43条第4項に定める便宜に要する費用について、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用の額以外の支払いを受けていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導監査	·運営基準第43条4項	-
47	運営基準第43条第4項の費用の支払いを 受けた場合は、当該費用に係る領収証を当 該費用の額を支払った保護者に対し、交付し ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第43条5項	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
48	保護者に対し、運営基準第43条第3項及び第4項の金銭の支払いを求める場合には、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い文書による同意を得ているか。(ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。)	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	_	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第43条6項	-
49	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第44条	-
50	自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	・運営基準第45条1項	•子子法第45条第5号
51	定期的に外部の者による評価を受けて、それ らの結果を公表し、常にその改善を図るよう努 めているか。	適 / 否 / 対象外		-	-	-	確認指導 監査	•運営基準第45条2項	•子子法第45条第5号

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
52	運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第46条	-
53	子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供 することができるよう、職員の勤務体制を定め ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	·運営基準第47条1項	-
54	特定地域型保育事業所の職員によって特定 地域型保育が提供されているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	·運営基準第47条2項	-
55	職員の資質の向上のための研修の機会を確 保しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	施設監 查·確認 指導監查	・運営基準第47条3項	-
56	利用定員を超えて特定地域型保育の提供を 行っていないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第48条	-
57	職員に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第49条第1項	-
58	設備に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	確認指導 監査	•運営基準第49条第1項	-
59	会計に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育事業	確認指導 監査	•運営基準第49条第1項	-
60	特定地域型保育の提供に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	l .	·運営基準第49条第2項(準用)第50条	-
61	特定地域型保育の提供に関する記録を5年 間保存しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定地域型保育 事業	1	·運営基準第49条第2項(準 用)第50条	-

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる 施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
62	公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、「留意事項通知」のとおりとなっているか。「公定価格確認事項: (D) (E) 確認指導監査(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業)」の「公定価格に関する監査評価事項・自己点検項目」をそれぞれ確認する。 ※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	特定地域型保育 事業	確認指導監査	-	・①留意事項通知 ・②施設型給付費等に係る処 遇改善等加算について

■確認指導監査 E:特定地域型保育事業 【事前提出書類】

No.	事前提出書類名	備考(提出しない場合の理由等)
1	運営規程	
2	重要事項説明書	
3	要覧・入園のしおり	
4	特定地域型保育事業に係る区分会計の収支計算書又は損益計算書	

【資料2-3】

■確認指導監査 E:特定地域型保育事業【事前提出情報】

利用人数	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
小川八女	人	人	人	人	人	人

■確認指導監査 E:特定地域型保育事業 【根拠法令等一覧】

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	確認指導監査	特定地域型保育事業	法律	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)	子子法
2	確認指導監査	特定地域型保育事業	1 付名令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)	運営基準
3	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年局長連名通知)	府子本第390号通知
4	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和7年こ成保499)	留意事項通知
5	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和7年こ成保296)	施設型給付費等に係る処遇 改善等加算について
6	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	子ども・子育て支援新制度における利用調整等について(平成26年厚生労働省)	利用調整通知
7	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年社援第1352号通知)	社援第1352号通知

■確認指導監査 F:特定子ども・子育て支援施設等 【自己点検】

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに	経過措置	評価対象となる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
1	特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	適 / 否 / 対象外	WINDWALL CONTROLLER	より変更の可能性有 文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導監査	•運営基準第54条	-
2	契約時に利用料を定めているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導監查	・運営基準第55条1項	-
3	施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払いを受けているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導監査	・運営基準第55条1項	-
	特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払いについて、施設等利用給付認定保護者に対し、支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について、書面により明らかにしているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導監査	・運営基準第55条2項	-
	特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払いについて、施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について、保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導 監査	•運営基準第55条2項	-
	利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、保護者に対し、交付又は口座振替の記録等により管理しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導監查	・運営基準第56条1項	-
7	保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導 監査	•運営基準第56条2項	-

■確認指導監査 F:特定子ども・子育て支援施設等 【自己点検】

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
	法定代理受領の場合、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の 支払を保護者から受けているか.	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等		·運営基準第57条、第 55条1項	-
	利用料の額から市町村から支払いを受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、保護者に対し、交付又は口座振替の記録等により管理しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等		·運営基準第57条、第 56条1項	-
10	法定代理受領の場合、保護者に対し、特定 子ども・子育て支援を提供した日及び時間 帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費 用の額その他施設等利用費の支給に必要な 事項を記載した、特定子ども・子育て支援提 供証明書、及び、施設等利用費の額を通知 しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等		·運営基準第57条、第 56条2項	-
11	保護者が偽りその他不正な行為によって施設 等利用費の支給を受け、又は受けようとしたと き、その旨を支給に係る市町村に通知してい るか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導監査	•運営基準第58条	-
	子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定 子ども・子育て支援の提供に要する費用を負 担するか否かによって、差別的取扱いをしてい ないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導監査	•運営基準第59条	-
13	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてい ないか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導監查	・運営基準第60条1項	-
14	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導 監査	•運営基準第60条2項	-

■確認指導監査 F:特定子ども・子育て支援施設等 【自己点検】

番号	自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースにより変更の可能性有	経過措置	評価対象と なる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
15	小学校、他の特定子ども・子育て支援提供 者その他の機関に対して、子どもに関する情 報を提供する際には、あらかじめ文書により保 護者の同意を得ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導 監査	・運営基準第60条3項	-
16	職員に関する諸記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導 監査	・運営基準第61条1項	•府子本第689号通知
17	設備に関する諸記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導 監査	・運営基準第61条1項	•府子本第689号通知
18	会計に関する諸記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導 監査	・運営基準第61条1項	•府子本第689号通知
19	特定子ども・子育て支援の提供の記録及び 市町村への通知に係る記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	1	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導 監査	•運営基準第61条2項	1
20	特定子ども・子育て支援の提供の記録及び 市町村への通知に係る記録を、その完結の日 から5年間保存しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	特定子ども・ 子育て支援 施設等	確認指導 監査	·運営基準第61条2項	-

■確認指導監査 F:特定子ども・子育て支援施設等 【根拠法令等一覧】

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称	
1	確認指導監査	特定子ども・子育て支援	府省令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運	運営基準	
	唯心旧等品且	施設等	MIT	営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)	度 A 基本	
2	確認指導監査	特定子ども・子育て支援	国通知等	特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について(令和元年府子本第689号・元文科	府子本第689号通知	
	唯祕汨导监且	施設等	国 世 利 寺	初第1118号·子発1126第2号通知)	加丁本东089亏理知	

■業務管理体制の整備に関する検査 G:教育·保育施設等 【自己点検】

番号	自己点検項目	回答欄	備考欄 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※参考であり、ケースに より変更の可能性有	経過措置	評価対象となる施設	対象監査	根拠法令等	関連法令・告示・通知等
1	業務管理体制の整備に関する事項について、 内閣府令で定めるところにより区分に応じて届 け出ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	教育•保育施設等	業務管理体制 の整備に関する 検査	•子子法第55条第2項	・届出通知 ・子子法施行規則第46条第 1項 ・子子法第55条第4項
2	届け出た事項に変更があった時は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく届け出ているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	ı	教育•保育施設等	業務管理体制 の整備に関する 検査	•子子法第55条第3項	·子子法第55条第5項 ·子子法施行規則第46条第2 項~3項
3	法令を遵守するための体制の確保に係る責任者 (法令遵守責任者) を選任しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	教育・保育施設等(確認 を受けている施設又は事業 所の数が一以上二十未満 の事業者)	業務官理体制	•子子法施行規則第45条	-
4	法令遵守責任者の選任をすること及び業務 が法令に適合することを確保するための規程 を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	教育・保育施設等 (確認 を受けている施設又は事業 所の数が二十以上百未満 の事業者)	業務官理体制	•子子法施行規則第45条	-
5	法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項	-	教育・保育施設等(確認 を受けている施設又は事業 所の数が百以上の事業 者)	業務管理体制 の整備に関する 検査	•子子法施行規則第45条	-

■業務管理体制の整備に関する検査 G:教育·保育施設等 【根拠法令等一覧】

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	業務管理体制の整備に 関する検査	教育·保育施設等	法律	子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)	子子法
2	業務管理体制の整備に 関する検査	教育·保育施設等	1 国浦知等	特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について(令和5年こども家庭庁)	届出通知
3	業務管理体制の整備に 関する検査	教育•保育施設等	府省令	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)	子子法施行規則

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	定員区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		1	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	認定区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
4	年齢区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
5	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、 連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
6	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	幼稚園(教育標準時間認 定1号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
7	副園長・教頭配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額 の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
8	3歳児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
9	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
10	満3歳児対応加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額 の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
11	講師配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
12	チーム保育加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
13	通園送迎加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定 は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
14	給食実施加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
15	外部監査費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
16	副食費徴収免除加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
17	年齢別配置基準を下回る場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
18	定員を恒常的に超過する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
19	主幹教諭等専任加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
20	子育て支援活動費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額 の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
21	療育支援加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監查	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
22	事務職員配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
23	指導充実加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算 定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	性認指導 医杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
24	事務負担対応加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監查	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
25	冷暖房費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
26	施設関係者評価加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
27	除雪費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、 「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
28	降灰除去費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
29	施設機能強化推進費加算について、加算の要件、加算の認定、加算 額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
30	小学校接続加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
31	栄養管理加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	確認指導監查	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
32	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園(教育標準時間認 定1号)	卧杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	定員区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)	雌認指導 	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	認定区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
4	年齢区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
5	保育必要量区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2·3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
6	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、 連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
7	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)	性認指導 医杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
8	3歳児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
9	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
10	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2·3 号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
11	休日保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
12	夜間保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
13	減価償却費加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
14	賃借料加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
15	チーム保育推進加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2·3 号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
16	副食費徴収免除加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
17	分園の場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
18	施設長を配置していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
19	土曜日に閉所する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、 調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調 整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	機認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
20	定員を恒常的に超過する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		1	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
21	主任保育士専任加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	機認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
22	療育支援加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定 は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
23	事務職員雇上費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
24	冷暖房費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	雄認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
25	除雪費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、 「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
26	降灰除去費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	雄認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番	号 公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
2	高齢者等活躍促進加算について、加算の要件、加算の認定、加算額 の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	8 施設機能強化推進費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	9 小学校接続加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	の 栄養管理加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	保育所(保育認定 2・3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)	性認指導 医杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	定員区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	性認指導 医杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	認定区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	雌認指導 	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
4	年齢区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
5	保育必要量区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	雌認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
6	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、 連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
7	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
8	副園長・教頭配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額 の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	雌認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
9	学級編制調整加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額 の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

	E価格部分:認定ごとも園(教育標準時間認定1号、保育認定2・3	,-3,						
番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
10	3歳児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
11	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
12	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
13	満3歳児対応加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
14	休日保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
15	夜間保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
16	減価償却費加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)	監杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
17	賃借料加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
18	講師配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
19	チーム保育加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	唯認拍导 	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
20	通園送迎加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	性認指導 医杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
21	給食実施加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
22	外部監査費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
23	副食費徴収免除加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
24	主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
25	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
	分園の場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
27	土曜日に閉所する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、 調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調 整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
28	年齢別配置基準を下回る場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
29	配置基準上求められる職員資格を有しない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
30	定員を恒常的に超過する場合について、調整の適用を受ける事業所の 要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び 加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合している か。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
31	療育支援加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
32	事務職員配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
33	指導充実加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算 定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
34	事務負担対応加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額 の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
35	冷暖房費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)	性認指导 医杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
36	施設関係者評価加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時 間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
37	除雪費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、 「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
38	降灰除去費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
39	高齢者等活躍促進加算について、加算の要件、加算の認定、加算額 の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	性認指導 医杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
40	施設機能強化推進費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
41	小学校接続加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
42	栄養管理加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
43	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	認定こども園(教育標準時間認定1号、保育認定2・ 3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:家庭的保育事業(保育認定3号)

	と側恰部分:							
番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	認定区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	保育必要量区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)	些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
4	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、 連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
5	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
6	資格保有者加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
7	家庭的保育補助者加算について、加算の要件、加算の認定、加算額 の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
8	家庭的保育支援加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
9	障害児保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:家庭的保育事業(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
10	減価償却費加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認定3号)	監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
11	賃借料加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
	連携施設を設定していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
13	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	家庭的保育事業(保育認定3号)	監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
14	土曜日に閉所する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、 調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調 整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
15	冷暖房費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	家庭的保育事業(保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
16	除雪費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、 「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
17	降灰除去費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:家庭的保育事業(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
1 2	施設機能強化推進費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認定3号)	雌認指導 	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
19	栄養管理加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認定3号)	雌認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
1 7(1)	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	家庭的保育事業(保育認 定3号)	雌認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:小規模保育事業A型·B型(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	定員区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	認定区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
4	年齢区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
5	保育必要量区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
6	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、 連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
7	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
8	保育士比率向上加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
9	障害児保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業 A 型· B 型 (保育認定 3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:小規模保育事業A型·B型(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
10	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
11	休日保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
12	夜間保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
13	減価償却費加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業A型・B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
14	賃借料加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
15	連携施設を設定していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型・B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
16	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型・B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
17	管理者を配置していない場合について、調整の適用を受ける事業所の 要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意 事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:小規模保育事業A型·B型(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
18	土曜日に閉所する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、 調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調 整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
19	定員を恒常的に超過する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
20	冷暖房費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		I	小規模保育事業A型·B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
21	除雪費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、 「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型・B型 (保育認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
22	降灰除去費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型・B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
23	施設機能強化推進費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型・B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
24	栄養管理加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業A型・B型 (保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
25	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業 A 型·B型 (保育認定 3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:小規模保育事業C型(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	定員区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業 C 型(保 育認定 3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	認定区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
4	保育必要量区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業 C 型(保 育認定 3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
5	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、 連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
6	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業C型(保 育認定3号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
7	資格保有者加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	雌認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
8	障害児保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
9	減価償却費加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:小規模保育事業C型(保育認定3号)

番号	と (保育認定3号) 公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
10	賃借料加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
11	連携施設を設定していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
12	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
13	管理者を配置していない場合について、調整の適用を受ける事業所の 要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意 事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
14	土曜日に閉所する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、 調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調 整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
15	定員を恒常的に超過する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
16	冷暖房費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定 は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
17	除雪費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、 「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:小規模保育事業C型(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
18	降灰除去費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業 C 型(保 育認定 3 号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
19	施設機能強化推進費加算について、加算の要件、加算の認定、加算 額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
20	栄養管理加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
21	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	小規模保育事業C型(保 育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:事業所内保育事業(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	定員区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	認定区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
4	年齢区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	卧杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
5	保育必要量区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
6	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、 連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
7	従業員枠の子どもの場合について、適用の要件、適用される場合の基本文単価の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	卧杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
8	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
9	保育士比率向上加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:事業所内保育事業(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
10	障害児保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
11	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
	休日保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
13	夜間保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
14	減価償却費加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を 受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適 合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
15	賃借料加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
16	連携施設を設定していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
17	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導監查	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
18	管理者を配置していない場合について、調整の適用を受ける事業所の 要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意 事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:事業所内保育事業(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
19	土曜日に閉所する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、 調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調 整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
20	定員を恒常的に超過する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	催訟指導	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
21	冷暖房費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
22	除雪費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、 「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
23	降灰除去費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
24	施設機能強化推進費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
25	栄養管理加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
26	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	事業所内保育事業(保育 認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:居宅訪問型保育事業(保育認定3号)

番号	企価格部分: 居宅訪问空保育事業 (保育認定3号) 公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	記入	-	居宅訪問型保育事業(保育認定3号)	確認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
2	認定区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	居宅訪問型保育事業(保育認定3号)	卧杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
3	保育必要量区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	居宅訪問型保育事業(保育認定3号)	些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
4	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、 連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	居宅訪問型保育事業(保育認定3号)	卧杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
5	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	居宅訪問型保育事業(保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
6	資格保有者加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	居宅訪問型保育事業(保育認定3号)		①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
7	休日保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		ı	居宅訪問型保育事業(保育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
8	夜間保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	居宅訪問型保育事業(保 育認定3号)	確認指導 監査	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
9	連携施設加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	居宅訪問型保育事業(保 育認定3号)	一体受力に	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

■公定価格部分:居宅訪問型保育事業(保育認定3号)

番号	公定価格に関する自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を 記入	経過措置	施設区分	対象監査	根拠法令等	関連法令
	特定の日に保育を行わない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。			-	居宅訪問型保育事業(保育認定3号)	唯認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-
11	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の 算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	居宅訪問型保育事業(保育認定3号)	雌認指導 些杏	①留意事項通知 ②施設型給付費等に係る処遇改善等 加算について	-

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために 長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。 アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた 課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ev.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え(humans@center)、迅速にテクノロジーを実用化し(technology@speed)、大規模にイノベーションを推進し(innovation@scale)、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

本資料及び添付文書(以下、「本資料一式」という。)は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社(以下、「EY」という。)との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究(令和7年度)」(以下、「本業務」という。)に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者(以下、「第三者」という。)のためではございません。 EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。

本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。